

平成20年 第4回沼田町議会定例会（1日目）会議録

平成20年12月18日（木）

午前10時01分 開会

1. 出席議員

議長	9番	杉本邦雄	議員	1番	津川均	議員
	2番	横山忠男	議員	3番	高田勲	議員
	4番	大沼恒雄	議員	5番	絵内勝己	議員
	6番	上野敏夫	議員	7番	橋場守	議員
	8番	中村保夫	議員	10番	渡邊敏昭	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	西田篤正	君	監査委員	山木一男	君
教育委員長	植木和美	君	農業委員会	中山勝	君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	生沼篤司	君	総務課長補佐	黒田美和	君
地域開発課長	神憲彦	君	財政課長	辻山典哉	君
農業振興課長	辻広治	君	住民生活課長	栗中一弘	君
建設課長	谷口勲	君	和風園園長	篠原毅	君
旭寿園園長	吉田憲司	君			

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	松田剛	君	次長	浅野信行	君
-----	-----	---	----	------	---

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	金平嘉則	君	書記	岡田敏行	君
------	------	---	----	------	---

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
	決算特別委員会決算審査報告(認定第1号)
	決算特別委員会決算審査報告(認定第2号)
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
議案第71号	指定管理者の指定について(スコーレセンター 他)
議案第72号	指定管理者の指定について(沼田自動車学校 他)
議案第73号	指定管理者の指定について(沼田町在宅老人デイサービスセンター 他)
議案第74号	沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第75号	沼田町公営住宅条例の一部を改正する条例について
議案第76号	沼田町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について 一般質問
議案第77号	平成20年度沼田町一般会計補正予算について
議案第78号	平成20年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第79号	平成20年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第80号	平成20年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第81号	平成20年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第82号	平成20年度後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第83号	平成20年度公共下水道特別会計補正予算について
議案第84号	平成20年度水道事業会計補正予算について
同意第4号	監査委員の選任について
請願第2号	食の安全・安心、安定供給をめざし、食料自給率向上のための政策を求める請願について
請願第3号	高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願について
請願第4号	国の責任で、安心・信頼できる最低保障年金制度の実現を求める請願について
意見案第10号	食の安全・安心、安定供給をめざし、食料自給率向上のための政策を求める意見書(案)について
意見案第11号	高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書(案)について

- 意見案第 12 号 国の責任で、安心・信頼できる最低保障年金制度の実現を求める  
意見書（案）について
- 意見案第 13 号 消費税増税を行わないよう求める要望意見書（案）について
- 意見案第 14 号 労働者派遣法の改正に関する要望意見書（案）について
- 意見案第 15 号 国家的見地に立った北海道開発の枠組み堅持を求める意見書（案）  
について

---

(開 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）おはようございます。大変ご苦勞様です。皆様ご苦勞様です。只今の出席議員数は10名です。定足数に達していますので、本日をもって招集されました、平成20年第4回沼田町議会定例会を開会致します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

---

(会議録署名議員の指名)

○議長（杉本邦雄議長）会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番、横山議員、及び3番、高田議員を指名致します。

---

(会期の決定)

○議長（杉本邦雄議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。絵内委員長。

(議会運営委員会報告 絵内委員長登壇)

○委員長（絵内勝己委員長）おはようございます。私の方より委員長報告をさせていただきます。平成20年第4回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を報告申し上げます。去る12月11日午後2時30分から議会運営委員と正副議長出席のもとに議会運営委員会を開催致しました。議会事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところでもあります。これによりますと、今定例会に提出された案件は、諸般報告2件、委員長報告2件、行政報告2件、一般質問、町長に対して6人9件、更に一般議案6件、平成20年度補正予算8件、同意1件がありました。その他議長に提出されました請願、陳情7件のうち、6件を上程すべきものとして取り扱うことで意見の一致をみたところでもあります。以上付議事件全般について審議致しました結果、今定例会の会期は、本日18日木曜日から19日金曜日までの2日間とすることで意見の一致をみております。以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（杉本邦雄議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。本定例会の会期は委員長報告のとおり本日から19日までの2日間に致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から19日までの2日間に決しました。

---

### （諸 般 報 告）

○議長（杉本邦雄議長）日程第3、議長の諸般報告につきましては、前定例会以降の議会の動静、月例出納検査結果報告書を提出致しましたのでご覧願います。

---

### （決算審査特別委員会決算審査報告 認定第1号）

○議長（杉本邦雄議長）日程第4、決算特別委員会決算審査報告認定第1号を議題と致します。委員長の報告を求めます。津川委員長。

#### （津川委員長 登壇）

○委員長（津川 均委員長）おはようございます。委員会の決算審査報告を致します。平成20年第3回沼田町議会定例会において付託された案件について、審査の結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告する。

[以下、議案報告書を朗読。]

○議長（杉本邦雄議長）委員長の報告が終わりました。本決算に対する委員長の報告は意見を付し、認定するものです。お諮り致します。本決算は委員長報告どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本決算は委員長の報告どおり認定することに決しました。

---

### （決算審査特別委員会決算審査報告 認定第2号）

○議長（杉本邦雄議長）日程第5、決算特別委員会決算審査報告認定第2号を議題と致します。委員長の報告を求めます。津川委員長。

#### （津川委員長 登壇）

○委員長（津川 均委員長）委員会の決算審査報告を致します。平成20年第3回沼田町議会定例会において付託された案件について、審査の結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告する。

[以下、議案報告書を朗読。]

○議長（杉本邦雄議長）委員長の報告が終わりました。本決算に対する委員長の報告は意見を付し、認定するものであります。お諮り致します。本決算は委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本決算は委員長の報告ど

おり認定することに決しました。

---

**(町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告)**

○議長（杉本邦雄議長） 日程第6、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題と致します。始めに町長。

**(西田篤正町長 登壇)**

○町長（西田篤正町長）おはようございます。平成20年度第4回の定例会をご招集申しあげましたところ、時節柄何かとご多用のところ全議員のご出席を賜りましたことを、まずもって御礼を申し上げたいという風に思います。只今から一般行政報告を申し上げます。

〔以下、一般行政報告を朗読〕

○議長（杉本邦雄議長）次に教育長。

**(松田 剛教育長 登壇)**

○教育長（松田 剛教育長）教育行政報告を申し上げます。

〔以下、教育行政報告を朗読〕

○議長（杉本邦雄議長）以上で行政報告を終わります。ここで暫時休憩と致します。50分まで休憩致したいと思います。

10時38分 休憩

---

10時51分 再開

**(一 般 議 案)**

○議長（杉本邦雄議長）再会致します。日程第7、議案第71号。指定管理者の指定について（スコアセンター 他）を議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長補佐（黒田美和課長補佐）議案第71号、指定管理者の指定について（スコアセンター 他）。公の施設の指定管理者に下記の者を指定することについて地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求める。

〔以下、議案を朗読。〕

○総務課長補佐（黒田美和課長補佐）提案理由を申し上げます。地方自治法の改正によりまして、公の施設の指定管理者制度が導入されたことに伴いまして、平成17年4月1日から幌新温泉周辺一帯の施設を管理運営をそれまで委託していました株式会社沼田開発公社に継続する形で指定し、指定期間を3年間と致しておりました。スコアセンター等のこの4施設について、平成21年3月31日を以って指定期間が終了となりますことから、引き続き株式会社沼田開発公社を選定し指定す

るものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第71号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第8、議案第72号。指定管理者の指定について（沼田自動車学校 他）を議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長補佐（黒田美和課長補佐）議案第72号、指定管理者の指定について（沼田自動車学校 他）。公の施設の指定管理者に下記の者を指定することについて地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求める。

〔以下、議案を朗読。〕

○総務課長補佐（黒田美和課長補佐）提案理由ですが、先程の議案第71号と同様でございますが、指定管理者制度の導入により平成17年4月1日から平成21年3月31日までの3年間を指定期間としまして財団法人沼田交通教育協会を指定し、管理運営を行っております。21年3月31日を以って指定期間が終了しますことから、引き続き財団法人沼田交通教育協会を指定し管理を行わせようとするものでございます。以上提案理由を申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、上野議員。

○6番（上野敏夫議員）今、議長の方から課長という言葉をしているんですけど、総務課長は違う方でないかなと思うんですけども、その辺は問題ないんですか。紹介の仕方はそれでよろしいんでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）ちょっと休憩致します。

10時56分 休憩

○議長（杉本邦雄議長） それでは再開致します。説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第72号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長） 日程第9、議案第73号。指定管理者の指定について（沼田町在宅老人デイサービスセンター）を議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長） 議案第73号、指定管理者の指定について（沼田町在宅老人デイサービスセンター）。公の施設の指定管理者に下記の者を指定することについて地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求める。

〔以下、議案を朗読。〕

○住民生活課長（栗中一弘課長） 提案理由を申し上げます。ですが、平成18年4月1日からの3年間の期間を満了したことによりまして、新たな管理者として議会の議決を求めるものでございます。指定を致します社会福祉法人沼田町社会福祉協議会につきましても、平成14年4月1日から18年までの管理委託期間を含め平成18年4月1日からの指定管理者としての期間におきましても、利用者のサービスの向上と適正な管理運営を実施をしており、施設の設置目的を確保することが出来る団体として、引き続き指定管理者として指定するものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長） はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第73号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長） 日程第10、議案第74号。沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長） 議案第74号、沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を提出する。平成20年12月18日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、議案を朗読。〕

○住民生活課長（栗中一弘課長） 提案理由を申し上げます。平成21年1月から産科医療補償制度が実施をされることになってございます。制度の目的に致しまして、分娩に関しまして発症致しました重度脳性麻痺の赤ちゃんとその家族の経済的負担を補償するものでございます。分娩機関に過失が無くても補償金等が支払われる制度となってございます。保障の額と致しまして、一時金600万円、分割払いと致しまして、20年間に渡りまして2,400万円の3,000万円が支給される制度となってございます。この制度に加入しております医療機関で出産を致した場合、補償制度の掛金と致しまして3万円が分娩費に上乗せをされることになってございます。健康保険施行例の一部改正によりまして出産一時金35万に3万円を加算できることとされてございます。沼田町国民健康保険におきましても、これに準じまして改正するものでございます。なお、道内の出産を扱う医療機関は全てこの制度に加入をしているということでございます。以上提案理由を申し上げまして、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長） はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第74号は原案のとおり決することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第11、議案第75号。沼田町公営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長）議案第75号、沼田町公営住宅条例の一部を改正する条例について。沼田町公営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成20年12月18日提出、町長名でございます。条文の朗読につきましては省略をさせていただきます。本条例の改正につきましては、平成19年4月、東京都町田市で起きた都営アパート拳銃発砲立てこもり事件を契機として、公営住宅に入居する暴力団員による不当行為が多発していることから、警察署と連携をして新たに公営住宅への暴力団員の入居の制限を設け、また入居後に暴力団員であることが判明した場合は明け渡しの請求を行い暴力団員の排除をし、入居住民の生活の平穏を確保するものであります。以上提案説明と致します。よろしくご審議のほどお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第75号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第12、議案第76号。沼田町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長）議案第76号、沼田町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について。沼田町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を別紙

のとおり提出する。平成20年12月18日提出、町長名でございます。条文については省略をさせていただきます。先程議決をいただきました公営住宅条例の改正と同様に町で管理しております特定公共賃貸住宅についても同様に暴力団員の排除を目的に条例の改正を行うものであります。以上説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第76号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。ここで休憩と致します。なお午後は1時より開会と致します。

11時07分 休憩

---

13時00分 再開

○議長（杉本邦雄議長）再会致します。日程第13、一般質問を行います。初めに町長に対して一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。5番、絵内議員、「加工場について」を質問して下さい。

○5番（絵内勝己議員）はい。5番絵内です。加工場についてというテーマで質問させていただきたいと思います。本年、天候にも恵まれまして、加工用のトマトの生産量、トマトジュース等良い結果に終わったところですが、加工場の一日の処理能力が充分でないため、生産されたトマトが全部と言いましょうか、出荷できなかったところでは、それはあの、缶ですと一日約5トンぐらい処理できるのに対しまして、ビンだと半分近くの3トンから4トン以内でしか処理できないのが状況であります。そういった意味におきまして、町としてビン詰めがスムーズに出来るような、そんなひとつの機械を導入すべきだと思っておりますので、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）加工場のトマトジュースの為にですね、農家の皆さん方に大変なご協力を頂いておりますことを、まずもってお礼を申し上げたいという風に

思いますけれども、ご指摘のとおり本年は非常に天候に恵まれて大豊作ということでありました。

あの、ここで考えていただかなければならないのはですね、要するにはけ口のですね、売りさばきの量が一定のような決まっている状況でありますんで、例えそれが豊作になったとしても、加工場としてそれを全面的に受け入れて、それを生産に繋げるというのはなかなか難しいのが現状であります。やはりあの、私どもとしても販路を広げるために、そういうその営業もやれるような職員ということでまた、新しく、今の状態は臨時ですけれども雇っておりますが、そうした体制をですね、より充実をさせて、もう少し販路を広げる必要がある。そのことによって農家の皆さん方が作付けした分をですね、大幅に受け入れが出来るんでないかな、とそんな風に思っているところでありますが、まああの、今ご指摘のビンにしたからということでもありますけれども、確かにビンにすると処理能力が落ちるんでありますけれども、実際にその今やろうとしている小さなビンの小ビンの方ですね、これはあの、当初まだずっと先に出る予定だったのが、12月でやっと販売できる体制が出来上がるということで、これから1、2、3しか勝負が出来ないということもありましてですね、非常にあの生産量としては極僅かな数量で今終わってるんでありますけど、それと併せてあの、従来のその缶でやってたトマトジュースとですね、ビンとがどういう売上の状況になるかまだ確定したものが無いということで、これを大幅にビンに切り替えるということはなかなか勇気のいることだろうという風に思います。やっぱり1年間くらい販売の状況を見て、値段もかなり違いますんでね、それで市場で受入が可能だということになれば、それはビンに切り替えていくということが、これが今の流れですからやらなきゃなりませんけれども、現状のなかではですね、そういうものを確認しながらやっぱりやっていく必要があるということで、すぐそのビンに移行するための設備投資をするということは今のところは考えていない、様子を見たいということでもあります。

仮にあの、豊作で受入が出来なかったということでもありますけれども、当初の予定では、受入の計画は145トンということだったんでありますけど、今の様な状況がありまして、156トンということで、約11トン増量で加工場としては受け入れておりますし、それからあの、缶もですね、まあビンというお話でありましたけれども、缶もですね、去年は全体で36万4千本ぐらい、今年は47万3千本ですから10数万本が上回って生産している、とそういう様な状況にありますんで、決してそのビンの方にウエイトを置いたということではなくてですね、今申しあげましたとおり缶は缶でやりながら様子を見てビンの方に移行していきたいということでもありますから、これは何回も言うようでもありますけど、もう少しその設備投資等については慎重に対応させていただきたいなという風に思っております。

ただあの、農家の皆さん方もですね、非常にご苦勞いただいて、例えば出荷の時期を調整してまでも作ってくれている方もいらっしゃるようでもありますから、そういう人たちがですね、せっかく作ったものを全面的に受け入れ出来なかったことは、これは本当にお詫びを申し上げなきゃならんという風に思います。それはあの、明年以降のですね、また打ち合わせ等に、工場のなかで打ち合わせする折にですね、少しでもムダの無いような作付けの方法ですとか、色々なまた検討を加えさせていただきたいと思いますし、加えて新製品、例えばケチャップなんかは簡単に出来るものではないかなと私素人と思うんですが、まあそういう様な新製品の開拓をしながらですね、農家の皆さん方のご苦勞を何とか報い入れる様な体制を検討させていただければという風に思っております。

○5番（絵内勝己議員）はい、議長。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○5番（絵内勝己議員）まああの、確かにあの、何でもそうなんですけれども、やはり生産と販売というのは繋がっていく訳でありますけれども、やはりあの、当然売っていくそれなりの努力はしていただかなければいけない訳ですけど、やはりあの、一番良い時期に採れるものは採っておかないと、やはり後で困る部分が出てくる。ということは、平成19年あたり、確かに全体的に十分な収穫にならなかった訳でありますけれども、そんな関係から20年に入ってきて、19年度の生産量が少ない為に売る品物が無くなったというのが現実であります。品物が無くなってしまって、その為にお客さんを無くしているという部分も聞いております。そういったことを考えると在庫となっても、こういったトマトジュースにおきましては賞味期限が2年間ある訳ですので、確かに1年間で消費するのがベターでしょうけれども、商売というのはやはりある程度良い時期に良い商品を作って、そしてそれを売っていくという様なそんなやはり姿勢が僕は大事だと思うんであります。

それとやはり、何でもそうなんですけれども、新しく機械を導入するということになれば、それなりの予算がどうしてもいる訳でありますけれども、今加工場でやっているのを見てもみますと、例えば缶で言いますと190gで、内容量が190gで良いんですけれども、実際には210g入っております。と申し上げますのはこれはあの、自動的に機械が計っている訳でなくて、缶の上にそのままダバダバと言ったら変でありますけれども、満タン詰めをやっている関係で実際に190gで良いのが210gも入っているのが現状であります。そのために缶を開ける時に、パチッと引っ張るときにそのトマトジュースがYシャツ等に飛び散ったよ、という様な苦情の電話も頂いておるといふ風にも聞いております。

そんなことを考えるとやはり、単純に計算を致しましても小売価格で120円する缶のトマトジュースが20年でも極端な全体的に言いますと、47万2千本程生

産されている訳ですけど、その1割4万7千本がそれぞれ商品になるものが商品になっていないという計算になり、それはあの小売価格ですから、小売価格で計算すると560万程儲けれるものが儲けてないのも現状であります。それは人間がやっているからそんな状況であります。それは小売価格ですので加工場としては8掛けぐらいでしょうから、雑ぱくに言って350万円は儲けれるものが儲かってないというそんな単純計算では言えるのかな、そんな感じを致します。だからやはりあの、それについてはやはりビンにおいてもそうなんです。だから人間が見ているだけにその、少なければやはり、機械を止めるなり、緩めるなりして、そして追足したりなんかしているのが今の現状であります。ですからある程度やはりそんな一つのことを機械化をして行くことによってもう少し上手に儲けれるものが大分あると思うんですよね、今の状況から言ったときに。そうでないとやはりせっかく作った商品もそんなにたくさん入れたからって誰も喜ばない訳であります。あくまでも缶に表示されているその数量だけが入っていれば良いやつをそれ以上に入っている。それはなぜか、人間が見ている状況で、缶については小さいものですから、機械ではないですから1個1個計る訳無いもんですから、満タン詰めでいっているからそういう状況であります。

そういったことを考えた時に多少お金がかかるかもしれませんがやはり、ある程度そういった機械化というかやはりビンにしてもキャップにしても機械が自動的に閉めるなりなんなり、そしてまた計量していくような機械を導入して、今後やはり取り組む必要があるんですけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）缶も半自動だというのはちょっとあの、私もあんまり理解しておりませんので、まあ加工場としてはやっぱりその190gを作るためにですね、それぞれ取引の卸だとかそういう意見を聞きながらやっているんだろうという風に思うんですが、実態が190なのが210だとそういうことであればですね、その辺改善するようにまた話をさせていただきたいという風に思いますが、いずれにしてもやっぱりビンの場合はですね先程申し上げましたように、今、今年度から新たに作り出した製品ですから、どこまで売れるかといういことはこれはまだ保障されていないということをご理解いただきたいと思います。そこで、缶に上回るようなその販売の実績が出て来るような状況であればですね、そういう状況になってくれればありがたいんですけれども、そういう状況になれば当然手作業でやっている部分については改善をしていかなきゃならないという風に思っております。

しかしながらあの、逆に言いますと手作業を自動にしていまして、雇用がグッと減ってしまってますね、働く人たちが半数以下で恐らく納まってしまわないかという状況になるだろうと思いますので、その状況とそれから全体のその経費

がどういう按分になるのか、その辺もちょっと検討させていただいてですね、まああの加工場ともよく打ち合わせをさせていただきたいな、まあ予算のなかで、予算の査定をするなかでまた話を聞いて考えさせていただきたいという風に思いますけれども、いずれにしてもやっぱりあの、少しでも収益を上げる努力をしなければなりませんので、そういうムダがあるとすればムダを省かなければなりません。しかしながらその、190という奴が180で終わったり、そういう少ない状況でそのクレームを付けられることを懸念して若干上積みして入れてるということであれば、これもやむを得ないのかなとそんな風に思いますんで、今申し上げました様にちょっと実態を調べさせていただいて検討させていただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○5番（絵内勝己議員）あの、まあそれが自動化になったとしてもですね、その缶の入っている容量を確認しながらやっているのは2人か3人で、そんな半分も減ったりなんかする、そんな雇用対策に影響するようなことにはならないと思うんであります。で、さっき数字的に言ったのは要するに、190gで良いのが210gも入ってて10本に1本がムダになっているということなんですよ、単純な言い方をすれば。まあすべてがそうでは無いんでしょうけど。10本作ったら1本がムダに消費者の方にサービスの分になってしまって、その分が儲ける分が儲けてないから、やはり改善をしていかなければ私は駄目だという風に私は感じている訳であります。

そしてあの、非常にあの僕もトマトを生産する一人として、非常に加工場のなかトマトの時なんかよく見させてもらっている時があるんですけども、本当にあそこで働いている人方も本当に休憩時間も惜しんで働いております。と申し上げますのは休憩時間に立ったままお茶一杯飲んだだけで、前掛けを外して腰を掛けて休むという状況では無いんであります。確かに休憩するところも2階にある訳ですけど、2階まで上がっていくその時間が痛ましいもんですから、非常にお茶一杯だけ飲んだらすぐにそれぞれ加工の仕事に戻ってやっていると本当に頭が下がる思いで僕も見てるんですけど、やはりなんと言ってもそういった流れがスムーズで無いのが現実であります。そういったことを考えるとやはりトマトジュースにおいてはビンについても缶についてもそうなんですけれども、当然その中にはビンと缶と有機のトマトがありますんで、そういった一つの切り替えの時に、まあ全てがそれだけ時間がかかるという訳ではありませんけれども、その間やはり1時間ぐらいがムダになってしまう部分もあります。だからそういったことをやはり考えた時にある程度の能力を持ったものを用意しないとそれぞれこれから対応して行けないんでないのか。

確かに町長おっしゃる販売においてそういった販売というのが道が繋がっていない

とまずいという点においては理解はできる訳ですけども、少なくともやはりこれからある程度力を入れてやっ行って行かないと私たちの沼田町において、働く場所が非常に少ない地域なだけに加工場というのは雇用の面においては非常に大事な職場な訳ですので、そういったことを考えた時に今回第2工場が出来た訳ですから若干増えるのかな、そうであれば先程あの、私の方から申しあげました処理が出来ないよということに對しまして、今、日曜日には当然休んでおりますけれども、そういったことに對しまして第2工場である程度人員が増えれば日曜日でもやりくりしながらでも、やってもらえればある程度改善は出来るのかなと思うんですけど、やはり何と言っても経済的な部分が一番ムダになっているのが、その機械化でないだけに今の状況というのは金をかけないで最小限でやっているなというそんな分が分かるんですけれども、やはりある程度そういった一つのお金を投資をしてでもやはりやるべきだと、将来的に考えた時にそういった風に町としても取り組むべきだと思うんですけど、町長いかがでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）何回も190と210を言われますが、担当課長が分かっているんであれば課長の方からお答えさせますけれども、分からないんであれば後ほど加工場の方からですね、返答を聞いてお答えさせていただきたいと思います。

まああの、休みも無くというお話でありますから、そういうような本当に実態がそうであれば当然それはやっぱり休憩時間を取ってもらわなきゃなりませんし、休んで仕事を間に合うようにやってもらわなきゃならない、まあそれは期間が1日、2日延びたってそれは仕方がないことですからね。本当にそういう実態かどうかということは私今までの状況で承知しておりませんので、よく加工場にその実態を報告をいただいて、その上でまたあの、また機会がありましたらお答えさせていただきたいという風に思います。

ただあの、おっしゃるように設備投資をして能力が上がるような設備投資をすれということですけども、先程から申し上げておりますように40数万本程度のトマトジュースを作るのにですね、何千万もかけてスピードアップをする、或いは自動化にする投資が果たして町民の皆さんの理解が得られるかどうかですよね。現状で充分やれる訳ですから、現状の中でやはり収益の出るような方法を考えて行かんきゃならない。そんな風に思うんですけども、これについては今まで過去ですね、農産加工場から予算の要求があった分については、ほぼ100%予算をみておりますから、工場長なり副工場長がですね、現場で採算ラインの合う程度の機械化がこの程度だという理解をして予算要求していると思いますので、なおあの確かめさせていただいて後ほど報告をさせていただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）担当課長いいかい。

○農業振興課長（辻 広治課長）缶の容量の関係につきましては、私も詳しく内容を確認しておりませんので、後で工場の方と確認をさせていただいて報告をさせていただきますと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、次に移ります。3番高田議員、「まちなか居住の推進について」を質問をして下さい。

○3番（高田 勲議員）はい。3番、高田です。私は本町の中心市街地におけるまちなか居住の推進と融雪溝整備区間に目立つ空き地対策につきまして西田町長の考えをお伺いしたいと思います。本町の中心部にある融雪溝の許容区間は、かつては商店が軒を連ね商店街が形成されておりました。しかしながらここ10数年間の間で廃業等が相次ぎ、かつて賑わった商店街は歯抜けというよりもむしろ空洞化と言った方があっている状態のところが見受けられます。近隣に出店した大型小売店との競争の狭間でやむなく廃業した店、また後継者が居なく店主の高齢化のために廃業した店、その理由は様々ですが、共通して根底にある理由は全て現状における売上の不振、或いは将来の不安ということでありましょう。個々の商店の力の衰えもあります。町内人口の減少もその原因の一つかなという風に考えます。第4次の町総合計画ではコンパクトな市街地、商店街の形成が謳われ、趣旨の施策が現在も展開されております。特に融雪溝の許容区間における空き家、空き地対策は平成13年から始まった総合計画の基本構想、或いは前期計画には無かったものの、平成18年以降の後期計画にははっきりと明文化されております。緊急を要する重要な課題であることは明確であり、地区に住む住民、商店を営む商工業者、そして行政サイドも同じ認識であるという風に思っております。歯抜け、空洞化状態となった商店街の現状を踏まえてその対策を考えた時、商工業者の力が個々の力が昔ほど無く、新規の出店或いは別の場所からの移転開業というのは非常に難しい状態であり、それよりもその空き地に住んでもらうまちなか居住の推進が現実的なのかなという風に考えております。このまちなか居住という言葉は、総合計画を受け平成14年3月に策定された中心市街地活性化基本計画に謳われております。交通手段が限られる高齢者の方に中心部に住んでいただき徒歩で買い物が出来るようにして、併せて空き地対策、商店街の活性化を狙うのがまちなか居住の狙いでもあります。さてこのような環境の中で、本年予定されておりました、移住定住促進住宅の建設分譲計画が見送られることになりました。この計画は対象は高齢者ではなくてその人間も人数も限られておりますが、まちなか居住を具現化した政策として非常に注目していたところでもあります。残念であります。土地の売買交渉が不調に終わったとのことで、相手のある話ですから仕方が無いのかなという思いはありますが、計画していた土地は融雪溝の許容沿線でまとまった最大の大きな空き地であります。あのまま駐車場や広場にもせずに、放置とは言いませぬけれども、手を付けずにいつ

までも残すのはいかがかなという風に思います。行政区や通りからも期待されていたこともこれは事実であります。次年度以降本通4丁目のあの空き地対策をどのように考えているのか。また、住宅の建設分譲計画自体はまちなか居住を考えたとき場所を変えてでも実施するのか。誠に残念ですが空き地はあそこだけではなくてもたくさんまだございますので、この辺まず1点町長の考えを伺います。

2点目ですが、一方で移住定住促進奨励事業で融雪溝沿線での住宅の新築等には助成を行っております。この制度が始まって何年が経過したのか、何件の該当があったのか、途中で助成の金額等も変わったのかなという風に思っておりますが、また町長はこの数字に対して多いと思ってるのか、少ないと思ってるのか、併せて伺います。最近新しく建てている、建築されている住宅の現場等を見てますと、どうも融雪溝沿線の土地は嫌われているのかなという感じがしてなりません。中心部でですね、土地、地価が高いこともあるでしょうが、融雪溝に投入する労力のことも原因なのかなという風に考えます。促進奨励事業で今1軒150万円だと思えますけれども、予算を組んでもこれは使われなければ何もならないお金になります。もう少し金額を上げてでも、使っていただいて空き地対策となるように、逆に言えば中心部だから土地が高いというハンディキャップを補えるぐらいの実効性のある魅力ある政策にした方が良く私は思いますが、町長の思いを伺いたいと思います。

先程も投入労力の話をしました、3点目に移りますが大型融雪溝について質問します。最近はですね、共働きの家庭、夫婦が当たり前になっています。一度に雪を投入しても溶かしきれない今の融雪溝の現状であります。今時期は良いですけれども、2月、3月の雪のいっぱい降る時期になりますと1日何回も投雪しなきゃいけないというのが現実でありますので、日中留守になる家庭には当然これは嫌われてしまうのかな、共働きの家庭には嫌われてしまうのかなという風に思います。沿線に住む商工業者も段々高齢化が進み、体力的にも投雪が負担になっているという声も聞きます。中には人を頼んで雪を処理している人もいます。総合計画にもありますが、大型融雪溝を設置して地域住民で組織された除雪組合等による重機での投雪を考えてはどうかと思えますが、以上3点につきまして町長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ご指摘のそのまちなか居住というのは私どもの最近のですね、行政の重点課題ということで空き地、空き家の解消に努力をしておりますけれども、その一つの表れとしてハスコムが2棟10戸のですね、駅前に住宅を建てていただいたのも、担当者の大変な努力をいただいて実現致しました。行政報告でも申し上げましたように、今9戸、あと1戸埋まれば満杯になるということでありま

すから、昨日も会長がお見えになって更にそういう希望があればというようなお話もありましたので、これは慎重にやっていかんきゃならんかなという風に思っているところでもありますけれども、そうした中で一番の原因というのはやっぱりその空き地、空き家だったと言いながらやっぱりそこは商業圏なんですね、依然として。ですから地価が高い。そのことがやっぱり一番ネックになってるのかなという風に思います。出来れば商工会なんかが中に入ってですね、例えば離町する商店の皆さん方に半額くらいで町に譲るとか、或いは無償で町に譲渡していくとかというようなことが商工会が中に立ってやっていただければ、私ども行政としても非常にありがたいなとそんな風に思っております。ただあの、今のその若い人たちの住宅を建てる状況を見ますとやっぱりあの、一定の面積が無ければ建てることにもならないようですから、市街地地域の中でのその区域的な広さの面もあろうかと思っておりますけれども、そうした面については私どもも商工会にもまたお願いをしていかんきゃならんかなという風に思っております。

それから空き地、空き家、確かにそういうものが増えて近隣の大型店の影響も受けている訳でありますけれども、中には沼田の空き店舗をですね、使いたいという町外の業者もいる訳でありますけれども、まあその業者が申し入れをしてもやっぱり沼田が貸さないという、借りれないんだというような風評になっているようですから、そうしたことももっと検討いただければなという風に、まああの高田議員が質問してちょっと悪いんですけども商工会の役員でもいらっしゃるでしょうから、そうした面でもですね是非協力をいただきたい。確かに競合する業者が入ってくることに對して拒否感があろうかと思っておりますけれども、まちの賑わいや空き地、空き家を解消するためにはそういう方策もやむを得ないのかなとそんな風に私は思っているところでもあります。

ご指摘の4丁目のですね、日生技研の跡地につきましては、再三に亘って社長とも交渉させていただき、一定の方向が見えたんでありますけれども、その金額の若干の開きがなかなか埋まらない。それとその単年度で払うというのがなかなか突破出来ない状況であったんであります。昨年最終的にお会いした時には、今の新しく展開する事業が上手くいけば、来春までにははっきりするんでそれがはっきりすれば町が言っている条件で交換をしたい、そういうことのお話を聞いておりますので、とりあえずは今止めましたけども、町としては引き続き交渉させていただいて明年21年度の予算の中でまたあの、計上させていただきたいなとそんな風に思っているところでもあります。まああの、ただ先程空き地、空き家がいっぱいあると言うお話もありましたけども、それじゃそこにまた町がそういうような政策をやれるかというようなことになりますと、これはまた改めてその位置ですとか場所ですとかをですね、そういうものを考えながら検討させていただきたい。とりあえずはそ

の4丁目の日生技研の跡地を埋めることを早急に21年度もですね、継続的に折衝して行きたい、そんな風に思っております。

それからあの、2番目の融雪溝の関係でありますけれども、この住宅取得の支援制度については私が町長になって11年の時から始まっているんでありますけれども、去年までで総体で62件で5千万強のですね、支援をして62軒の住宅が色々なかたちで整備をされた、新築を含めてですね。ですから制度自体は非常に効果があったんだろうという風に思います。したがって促進するためにですね、平成15年に規則を改正致しまして、融雪溝沿線には100万円プラスしますよという制度に切り替えました。その改正があつてからですね4軒、融雪溝の沿線で住宅、商店が建て替えられている訳でありますけれども、そうした奨励の意味での効果があつたのかなという風に思っているところであります。これでもまだ制度的に弱いということで、19年、実は昨年ですね100万を150万まで引き上げたんでありますけれども、現在のところ役場の職員の若い方たちも結構建ててはいるんですけども、やっぱりその商業圏のその、従来の商業圏のところに建てることについては非常にやっぱり嫌っている、嫌っているったら言葉が悪いですけども、やっぱり取得する金額だとか色々あるんだろうという風に思いますんで、まあその辺はもう少しですね、具体的のそのどういうあれがそこに建てることにならんかったのかということも、まあ最近建てた人に状況等も確認させていただきながらですね、改善出来ることがあるのであれば改善をさせていただいて更にこの空き地、空き家の解消と持ち家住宅の奨励に努力をさせていただきたいという風に思います。

それから最後の大型融雪溝につきましては、これは私どももここ数年来札幌開発建設部に要請をさせていただきましてですね、今の融雪溝が出来たときの状況と、現在の住居の張り付いている状況、それから長期の入院患者、全てのを図面に落として札幌開発の方に要請をさせていただいてます。これは沼田だけではなくて、他で融雪溝だとかそういうものを行った地域でもやっぱり同じような高齢者現象が起きているということを札幌でも言ってますんで、何とかそれに取り組みたいという意向を示してくれてます。それで今昨年からはきちっと調査をしていただいておりますので、更に運動を強めてですね、出来るだけ早い時期に大型融雪溝を町内毎ぐらいに設けていただくことになれば土現さんもやってくれると思いますし、それから町もそうなれば3丁目のあれはやらんきゃならん。そんなことを対応しながら時代にあつた融雪溝の利活用、そういうものを要請させていただきたいなと思っておりますんで、出来るだけ早い時期にこれを実現するように努力をさせていただきたいという風に思います。

○3番（高田 勲議員）議長。

○議長（杉本邦雄議長）はい、高田議員。

○3番（高田 勲議員）まず1点目の4丁目の空き地対策ですが、これについては明年も継続してということで、そういう風をお願いしたいと思います。

2番目の移住定住の話ですが、平成15年度以降4軒ということでございますけれども、融雪溝の関連がですね、結局融雪溝沿線というのは南1条通り、駅前通り、俗に言う農協通り、それから本通りの3丁目、4丁目、総延長にして何メートルになるのか何キロになるのか私は存じませんが、あの区間で4年間、5年間で4軒しか家建てないのかな、そんなに人が住んでもらって当たり前だと僕は思うんです。だから本来はこの土地にもっと人が住んでもらって当たり前だと僕は思うんです。だからそういう意味ではやはり、今150万円ですけれども150万円が妥当なのかどうなのか、という話も含めて今一度検討された方が良く思うんですけれども、まず再質問で1点これはお伺いしたいと思います。あと大型融雪溝の問題でございますが、新しく家を建てる人には、今言ったような奨励事業があってある程度の補助がある訳ですけども、昔から住んでいる人にはですね、何も無いと言ったら変ですけども、道路の雪、俺たちは車道の雪までも融かしているんだぞっていうような声も聞かれます。釣った魚には餌をやらないという話ではないんだと思うんですけども、当然そこに住んでいる人たちも若かった人が、多分融雪溝が出来て10年近くなると思うんですけども、歳をとるとし、体力的にもきついし、そうなるとうちやうち今まで一生懸命、町の商店の人はあそこの道路を綺麗にしてくれているんですから、直接お金でどうのじゃなくて、やっぱりこの大型融雪溝の運動はですね、更に一層声を大きくして行っていただいて、なるべく早い時期に実現していただきたい。商売をやっている人間も綺麗な商店街を作るということは絶対嫌じゃないし、そのために条件を整えてくれたらある程度の自分達の出費というのは、これは自分達がそこに住んでいる責任としてやらなきゃいけないという意識はあると思います。大型融雪溝の問題については札幌開発建設部とのからみが多々あるように聞いてますので、更に運動を強めて早期の実現に向けて努力していただきたいと思いますが、これは要望です。2番目の奨励事業について今一度町長のお考えを伺いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）あのご指摘の商店街のところの空き地、空き家をやっぱり重点的にというお話なんですけども、これはあの役場の職員が住宅を建てるという話を聞きましてですね、それだったら融雪溝のところに建ててもらえんかなという話を度々するんですけども、正直なところ受け入れてもらえないというのが実態なんです。それはやっぱり意識的にそこはあの一般の町民の住居の適地ではない

という判断をしているんだろうという風に思うんですね。あの、関連的には商業地域なんです。その辺がちょっとズレがあるのかなという風に思いますから、ここで恐らくあと100万足したり、というような政策を打ったとしてもまずサラリーマンの方がこの商店の空いているところに住宅を建てるということは非常に難しいのかなという気が致します。

それで今やろうとしている日生技研の跡地、これはある程度面積もありますんでね、そこで2戸ぐらいの住宅が本当に上手く行って効果が実証出来ればですね、空いているところもそうした土地の交渉をしながらそういうところもやって行きたいという風に思いますけれども、なかなかそういう面では厳しいのかなという風に思います。ただあの、空き地、空き家になっているところをそのまま放置するということは私どもとしても残念な思いでありますんで、色々商工会ともよく相談をさせていただいてですね、良い対策があるのであればそういう対策も検討させていただきたいなという風に思っております。まあなんせ土地は値段を下げるということは非常に嫌われてますから、まず下げませんね。そうすると郊外で買う土地からみるとかなり値段が上がる。その辺との差だろうという風に思いますし、それから今言った商業圏のなかに住居を構えるということに対する抵抗感というものもあるんだろうと思いますから、その辺よく相談をさせていただいて下さい。そんなことで、ご理解を頂きたいという風に思います。

まああの、大型融雪溝の設置についてはですね、私どもも議員もおっしゃるように、高齢化だとか商店がもう無くなったということも頭に入れて、ここ数年来要望しておりますんで、出来れば商工会からもですね、札幌開発建設部に一緒に言っただいて商店の苦境をですね、訴えていただくようなことにご協力いただければなお実現の効果があるのかなという風に思いますんで、よろしく願い申し上げますという風に思います。

○3番（高田 勲議員）終わります。

○議長（杉本邦雄議長）はい、次に移ります。10番、渡辺議員、「住宅用火災報知器の設置について」質問して下さい。

○10番（渡辺敏昭議員）はい。10番、渡辺です。今年7月8日に2名の犠牲者を出す痛ましい火災事故が沼田町の北竜地区でありました。過去にも、沼田町ではいくつかな火災事故があったと思いますけれども、2名もの犠牲を出したことはないんでないかなと思っております。今思い返しても胸が大変熱くなる思いでございます。このような火災事故を防ぐには、もちろん火の取扱いや後始末を注意することは当然ですが悲惨な犠牲者を出さない為に、取り分け逃げ遅れを減らす為に有効だと言われている住宅用の火災報知器の設置について町長の考えを伺いたいと思っております。

町長もご存知のとおり消防法が改正され平成23年6月から、まあ5月までという表現をしておりますけども、全国全ての住宅に住宅用火災報知器の設置が義務付けられるようになりました。その背景には全国の建物による火災で毎年のように1,200人以上の方が犠牲になっておられる訳ですし、そのうちの85%1,000人ぐらいが住宅の火災だという風に言われてます。しかもその6割が65歳以上の高齢者です。まああの町長も67歳ですので充分気を付けていただきたいところですが、まあ余計なことですが、その7割がまた逃げ遅れによるものだそうです。で、町長に何かありますと町民が路頭に迷うことになりまして、充分そこところを考えていただきたいと思うんですが、消防庁の調べでは住宅用火災報知器の設置により、住宅火災による被害は、死亡者ですね、3分の1に減少するという事です。これ期限も決められていることですから、私はどうせ付けるのであれば少しでも早く設置することが望ましいんじゃないかなという風に考えています。

そこで最初に、新築住宅については平成18年6月から義務化されております。すでに個人で設置されている方もいらっしゃると思いますので、当町での個人住宅の設置状況を分かればお伺いしたいと思います。

二つ目には、最近の公住や福祉住宅等にはすでに設置されていると伺っておりますが、道営住宅を含めて公営住宅への対応をどのような状態に考えているのか伺いたいと思います。

三つ目には町長もご存知のように、この法改正では義務化とは言いながら罰則がありません。しかも寝室の数等によって3個だとか4個だとか複数個設置することが求められております。それによってその経費も馬鹿になりません。是非設置に対して、助成をお願いしたいという風に考えておりますが、町長はいかがでしょう。

四つ目に、すでにこれはもう大分前から始まっているものですから、訪問販売などで悪質な業者も出ていますと伺っております。設置にあたってお年寄りや女性の単身住宅など自分で取り付けられない人もいらっしゃると思いますし、階段の踊り場などは私達でも取り付けることが困難な場所もあります。個数が揃えば器具そのものの値段も安く出来ると思いますので、是非町が器具や設置業者を町報などを利用して紹介、斡旋などを行ってみてはどうかと思うんですけれども、この4点をお伺いします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問の火災報知器につきましてはですね、まず第1点目の個人住宅の設置の割合は、本町の場合はですね、沼田支署からいただいた資料によりますと8.2%だそうであります。まああの管内的には深川市が6.8、妹背牛が4.9がありまして、その後ぐらいなのかな。まあ秩父別は非常に高い数値を保持しておりますので、そういう状況なのかなという風に思っております。

それから道営住宅、或いは公営住宅の対応につきましては、道営住宅につきましては今年度ですから来年の2月中に道営住宅については設置をするということで空知支庁の方から連絡を受けているという風に建設課の方から聞いております。それから町の公営住宅につきましては、21年度の来年と再来年度22年度で2ヵ年計画で出来れば設置をしたいという方向で今検討させていただいております。ただ予算的なこともありますんで、3年間に延びる場合もあろうかという風に思いますけれども、いずれにしても年次計画で対応させていただきたいという風に思います。

それからあの、個人住宅への設置に対しての助成というのは、まああの一般の方達に対する助成、まあそういう制度をやっている町村もありますけれども、本町の場合はですね、身体障害者の場合は日常生活用の用具の給付事業のなかでそれぞれ道、国、町の負担でもってやれることになっておりますので、そうした対応が可能かなという風に思っておりますけれども、それ以外の方についてはですね、どうするかというのは、今あの来年度予算に向けて公営住宅のこともありますので、もう一度検討、予算の検討のなかで検討させていただきたいなという風に思っています。いずれにしても金額的にはですね、1軒の住宅でお聞きしますと2箇所か3箇所付けるということでもありますんで、金額的に2箇所であれば約1万もかからないで付く状況ですし、そうしたことを考えますとね、そうあの一般の住民の皆さんの一般家庭にまで全て助成制度を作るということはちょっと無理だろうという風に思います。したがって考えられるとすれば、例えば一定の所得の制限を設けて高齢者の皆さん方、或いは単身の身体の不自由な方ですとかね、そういうような福祉的な支援の基にそういうものの助成制度というものは予算のなかでちょっと考えて行きたいな、そんな風に思っておりますんでご理解をいただきたいという風に思います。

それから4番目のその、確かに不正業者という風には出てくる可能性もありますんで、これはあの色々消防支署の方でも従来までも相当お知らせ版ですとか広報誌、消報なんかを通じてですね、周知をしているようでもありますけれども、なかなか徹底されておりませんので、更に周知方法をどうしたら良いかということを検討しながらですね、地元での設置業者の紹介も含めて検討させていただきたいという風に思います。

○10番（渡辺敏昭議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡辺議員。

○10番（渡辺敏昭議員）町長の方からは一般住宅の方はなかなか難しいだろうとそんな様なお話でしたけれども、深川地区消防組合ではこの法令どおり平成23年の6月までということで決めているようでございますけれども、道内では例えば札幌市なんかでは、今年の6月までで前倒しをして設置の義務化を11消防組合がやっている様でございます。また恵庭を含めまして7消防組合がこの設置義務範囲を

広げて、今の深川の範囲は台所は入っていないんですけれども、台所にも設置することを義務付けてございます。公営住宅については出来るだけ早く設置することをね、前倒ししてでも設置することを望みたいと思います。また個人住宅に関しては、隣の秩父別町で実は平成18年の春に火災事故を機に設置費の補助金の交付を行っております。これによって64%の設置率という風に聞いてございます。なかなか先程お話ししましたが、罰則が無いというのが引っ掛かるところでありまして、このことによってなかなか義務化をされているとは言っても設置が難しいんでないかな、多くの方に設置していただけることは難しいんでないかなと私も考えております。助成措置を行うことによってね、早期設置と設置率の向上を目指すということで是非行っていただけないものかなと考えております。更にまたPRのことも町長からお話ありましたけれども、町が助成するというのと、それを利用しての町内業者、町がやるのであれば当然町内業者がその斡旋業者になるんでないかなと思いますけれども、その取扱いによって商工振興にも私は繋がると思います。特にまた、これは消防への設置届けをしなければ設置したことにはなりません。そういう届出もその業者がやっていただけるのではないかなという風に考えてますので、是非この町内業者のPR等も拡充していただければとそんな風に考えているんですがいかがでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）地元の業者も仕事の無い時代でありますから、そうした面では非常に有効的な事業のひとつかなと思いますから、積極的にですね、地元の取り扱っている商店等を紹介させていただいて、出来るだけ地元を利用いただくようなことをご配慮を私どもの方からもお願いさせていただきたいという風に思います。

○10番（渡辺敏昭議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡辺議員。

○10番（渡辺敏昭議員）出来るだけという町長のお声を頂きました。実はこの火災警報器につきましては沼田町の第3分団が今年の春に防災対策の観念から1戸に1台ずつ配布を行って行っていました。しかし実際に設置する住宅は非常に少なく、また設置個数も1戸ということで、取り付けていても消防に設置報告をしていなければ設置していることになっておりません。せっかく消防の第3分団が行った試みも今回の春の時には活かされていなかったというのが現状でございます。町は災害から町民の命と財産を守る義務があると私は思っています。火災もそういう面ではこの災害の中に充分入るんでないかなという風に考えております。公営住宅の早期設置と個人住宅の設置助成ですね、改めてお願い申し上げ、また購入しても取り付けていなければ何にもならないことなんで、消防等の連携をとりながら設置の確認なんかも行えるような体制を是非取っていただければという風に思います。よろしく願

いします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、意見で良いですね。

○10番（渡辺敏昭議員）はい、お願いします。

○議長（杉本邦雄議長）それでは次に移ります。1番、津川議員、「各種関係組織及び職員の研修について」を質問して下さい。

○1番（津川 均議員）はい、議長。1番津川です。研修に対しての町長、教育長の考え方についてお伺いしたいという風に思いますが、農業委員会それから教育委員会、その他色々な審議会だとか協議会だとか委員会だとかという風にございますけれども、それまでそれぞれ行っていた研修がですね、平成17年の再生プランを機に全ての組織の研修が凍結をされてしまいました。財政難、財政が厳しい折からそういった政策を取ってきた訳ですけども、まさにそれぞれ各地域が大変な思いをして、自力で生き残ろうという努力を致しておりますけれども、そういった色々な取り組みを是非見て、聞いて見聞を広めてですね、情報もいち早く収集をして何とか生き残っていくために努力をしなければならない時だという風に思っております。確かにそういった情報は今、情報化社会でインターネットというもの、それ以外のものでもかなり細かいところまで収集は、入手は出来る訳ですけど、しかしやっぱり実際に現地へ行って自分の目でしっかりと見て、自分の耳でしっかりと聞いて生の状況を感じ取ってくる。このことがやはり研修の一番の意味がある必要な部分ではないのかなという風に思っておりますけれども、初めにこの点について研修というものを町長或いは教育長はどういう風に考えておられるのかお伺いをしたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）17年に我が町再生プランを掲げてですね、期間は22年までということで財政的な効果も図ったうえでの計画でありますけれども、まずあのご理解いただきたいのはですね、今おかれている地方の財政状況というのは非常に厳しい状況にあるという、これは本当に予想を上回る厳しさがある訳であります、そうした中でも私どもの町、ある程度健全財政を維持しているということですね、他の町に先駆けてこの再生プランに取り組んだり、或いは行財政改革を実行してきた成果であろうと私は思っている訳であります、そうしたなかでも研修の必要性というのは否定することはありません。必要だということは認めますけれども、住民の皆さんにこの再生プランで説明申し上げたとおり一定の期間、やはりあの最低限必要な研修以外については、そういうものは予算化しないということをお約束をさせていただいておりますので、それをご理解いただきたいなという風に思っております。

したがってあの、例えば案件によってどうしてもやっぱりその、大きな制度が変

わったりですね、或いは先進地のところをどうしても見なきゃならないという様な事態、そういうようなことがあればそれはそれなりの研修をしていただかなければなりませんけれども、私どもの言っているのは従来のように状态的に、例えば任期中1回は道外に行きますよだとか、或いは道内研修を任期中1回やりますよとやっていうことを全ての委員会、各委員に認める訳にはいかないということ、これはあの先程申し上げました行財政改革をやり、町民の皆さんの例えばその痛がることをですね、我慢してくれと言って実行している今の状況のなかで特別に委員になったんで研修のために期間中には1回どうだってそういうことにはやっぱり難しいだろうという判断で、申し上げている訳であります。したがって繰り返すようですけども、必要な研修であればそれは例えばですよ、委員全員が行くのではなくて、その必要な研修のために2人なり3人なり派遣してくれということであれば、それは当然町としてもやらなければならないだろうと思いますけれども、権利のようにそういうふうに状态的にやるということだけは、それは避けなければならない。これは町民の皆さんの大きな付託を受けている私どもとしてはそういう実行をせざるを得ない、そんな風に思っているところであります。

特にあの、職員の研修についてもご質問がありましたので、職員の関係についてはですね、昨年来職員の研修は大事だという決算の委員会の指摘もありまして、私どもとしては今年の予算から大幅に職員研修の予算を増やし、例えば道内の研修機関だけでなくですね、市町村アカデミーの様にやはり千葉県の方の研修施設に派遣したり様々な形でそういう対応をさせていただいております。まあ充分とは言えないかもしれませんが、現行の予算の中で私どもの出来る範囲のなかでそういう対応をしているかなと思っているところでありますので、ご理解をいただきたいという風に思います。

まああの、副議長のおっしゃる趣旨も分からない訳ではありませんけれども、私どもとして計画で掲げた22年まではやっぱりそのプランのとおり進めるということ。しかしながら例外的にそういう研修の必要な時についてはそれはそれとして対応していかんきゃならんとそんな風に思っておりますので、ご理解をいただきたいという風に思います。

○1番（津川 均議員）はい、議長。

○議長（杉本邦雄議長）教育長の答弁は良いんですか。

○1番（津川 均議員）一人ひとり終わらせていただけますか。

○議長（杉本邦雄議長）はい。

○1番（津川 均議員）あのそんなに頭の良い方じゃないんで、2人からね、言われて2人の、逆に1対2でやるなんて私の力量ではとってもしゃないですけど無理ですから。今町長の言葉の中に我慢をしてもらおうという言葉がありました。我慢を

してもらおうということは、つまり無駄な研修が今まで多かったということになるのかなという風に思いますしね、私もあの確かに、色んな審議会だとか協議会の中では任期中に1回だけ少し慰労も兼ねてという部分の研修も多かったために、そういう言葉になるのかなという風に思いますけれどね。そういった研修が私も確かに必要は無いという風に思っておりますし、この言葉の中にあつたようにそれを権利化される、このことも私は必要ないと思う。だから何年に1回だとか毎年だとかという風なそういった限定も多分しなくても結構だと思うんですが、今年、まあ4年に1回という限定で議会の方は研修をさせていただいております。まああの町長の暖かい心遣いかなと感謝しておりますけれども、10月には総務文教が、11月には産建民生常任委員会で研修に行つて参りましてね、私はあの産建民の方の研修に参加をさせていただいたんですけれども、慰労的なものは一切ございませんでした。もう本当にこんなところに人が来るにかなとという山奥に泊めさせられました。良い経験させていただきましたけれども、そこの町には老人福祉の関係の研修に行つたんですけれども、それ以外で研修報告、この間、議員セミナーをさせていただいてその中でも渡辺副委員長から報告がありましたように、それ以外のやはり経験になる、これはもう研修に現場に行かなきゃ分からない色んな経験をさせてもらったんですね。

例えば役場の庁舎が未だに薪ストーブで暖房を取っていると。しかもその薪は職員が勤務時間に暇な時間に山へ行つて取ってくる。庁舎の周りを見ると薪がズララっと積み重なっている。こんな努力をして生き残りをかけて一生懸命頑張っているんだと。僅か人口が1,900人ぐらいの村でございましたけれども、そういった努力をしながらやっているんだと。これも現地へ赴いて研修をしなければ分からない経験であります。それとあの、これも初めてですけども色んな所に我々も研修に出かけますけども、役場の中で対応してくれたのは担当の係長がただ一人だけ、女性の。お茶も出てきやしない、資料も出てきやしない。確かにそういった資料的なものはですね、行く前にこちら側からインターネットで事務局通じて色々調べて持ってますから、いらないうて言えばいらないうんですね。そういった無駄もああいう所は省いている。それから、こっちが議会できちんと公的研修に行っているのに、村長どころか議長どころか担当の課長も出て来ない、本当の担当の係長だけ。これもまあ、随分徹底しているなど関心させられました。そう言った面でね、やはり現地に行くのと行かないのとでは、そのことだけでなく色んな研修が出来る訳ですよ。

今ある組織の中でも農業委員会でしたかね、自分達で負担をしながらその任期中に1度だけ研修に出てるという話を聞かされてます。やはり、こういった研修はね、自分達でどの部分でどうやって聞くのかを感じる、私もあの今回研修に行つて是非

今回あの、職員さんも一緒に来てればな、良い経験をさせてもらえたんだろうにな。我々が聞いても正直言ってあまり足しにならない、足しにならないというであれですけれども、あの実際に例えば農業なら農業、それから商工業なら商工業に立案をして実際予算を執行していく職員さんたちが、そのことを感じないと、そして実際同じものと同じ目で見ている我々が、それをどう判断できるかという、同じやはりレベルでね、物事を進めていかなきゃ本当に、片や分かる、片や分からないでは有効な事業は出来ない、予算の執行は出来ないのでは無いかなどと思っておりますので、是非こういった面でのご理解を、町長は町長の考え方も分からん訳ではないんですけれども、私の考え方も理解して欲しいなという風に思いますが、再度お聞きしたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）先程申し上げましたように、研修の必要性というのは私も認めておりますしですね、是非今回の研修は立派に研修をなされたという風にお伺いしまして、ああ良かったなという風に思っているところでありますけれども、そういう研修が必要なことは先程申し上げましたように、研修として認めていきたいと思えます。まあしかしながら、私はやっぱり先程申し上げたように我が町再生プラン、本当にあの住民の皆さん一人ひとりに色々な苦しみを味合わせて再生プランを実行している訳でありますから、そうした面で例えば道外研修が状態的な状況で従来どおりのやり方で実施したとすれば、これは自ずとどこかからまた批判の声が出てくるだろうと思うんですね。その時に私どもとしてきちっと答えられるようなものを持っていなければなりませんし、そういうような研修、町民の皆さんからも、ああそういうのは必要な研修だったんだということを理解出来るようなそういうような研修であれば、必要な研修であれば、それはそれできちっと対応していかなきゃならんという風に思っておりますので、まあケース・バイ・ケースその時々ですね、予算のなかで担当の課からそれぞれ予算要求、要望もありますので、検討させていただきたいと思えますし、その案件ごとに充分私どもも内部で検討させていただいて、根っこにあるのは町民の皆さんの理解が得られるかどうかだと思うんですね、その辺に重点を置きながら充分検討させていただきたいという風に思えます。まあ副議長のおっしゃる研修の必要性というのは私も認めておりますので、それは共通な理解だという風に思えますけれども、どこまでどういう風にしてやれるかというのはお互いにまた、話し合いをしながらですね、町民の皆さんに理解得られるようなことでやって行ければと思っておりますので、ご理解いただきたいという風に思えます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、津川議員。

○1番（津川 均議員）ある程度あの、それぞれの組織でこれはどうしても必要な

研修だ、こういった部分については認めるという今お答えを頂きましたんで、よろしくお願ひしたいと思ひますけれども、町長もあの職員時代に数多くの研修をされて今町長という立場で町政のなかでその研修は十分に活かしていただひているんだらうという風に思ひますんで、これまで以上のご理解をまたいただひたいなという風に思ひます。これは意見で結構です。

次あの教育長の方に。あの町長が答えた後に教育長もなかなか全く反対のことを答えられる訳が無いんで、難しいかなという風に思ひますけれども、それは教育長個人的な考え方でも結構ですから、研修というものに対してどう考えておられるのかひとつお願ひします。えっと先日ちょっとテレビだったんだと思うんですけども、都の教育委員会と国の教育委員会これが、頭悪いもんですから覚えていないんですけども、なんか教育方針で違いが出てきて、東京都のどっか小さい島、青ヶ島ではなかったと思うんですが、あの他の小さい島で都の方針とそれから国の方針に逆らって、その島独自の教育方針みたいなものを作ったんだそうです。その時に都や国からこれに対する補助金助成は一切ありませんよと、結構だと、子供達の教育のためにね、やるんだから助成がどうのこうのなんて言てられない。それでその島独自の教育方針を打ち出してやったところが別の予算が付いて、それがその今までの予算よりも逆に多くなったという例があったという、これは是非こんなところへ1回研修に行てみたいな。出来ればこれは教育委員会の誰かと一緒に行てやっぱり聞いてみたいなという気になったんですよ。けどもまあ、先程から申し上げてますように、研修費については凍結みたいな風を感じ取てましたんで、無理だなという風に思ておりましたけれども、今あのそういう事例があっちこちでこう見られておりますんでね、是非議員とだけとは言ひませんが、例えば PTA の方々と一緒に行くだとかという風に行える研修を是非していただひたいなという風に思うんですけども、教育長の考え方をお伺ひしたいと思ひます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、教育長。

○教育長（松田 剛教育長）私も町長と同じように、必要な研修は必要だなって感じしてますし、今こうちょっと副議長と町長のやり取りのなかで、自分なりの考えとか意見を述べさせていただきたいんですけども、そうになったら逆に、二昔ぐらい前はですね、私も係員だとか係長の時に、よくこう議会のそれぞれの委員会のカバン持ちで研修に随行した時もありますけど、その時は確か、私が若い頃道内の研修に行ったときに橋場議員さんが研修終わった後のそれ以外の慰労的なものには参加しないんだということで、なんか帯広で1回別れた記憶があるんですけども、逆に考えますとですね、今町長が言った再生プランのこともありますんで、私は必要な研修は必要なんで、逆に言ったら全て町丸抱えでなく、町から一部もらて自分でも自費でということでは是非そういう必要な研修はですね、私個人としては行き

たいんで、そういう時にはなかなか情報というのは分からない面もあるんで、お互いに町と議会とです、情報交換をしながら必要な研修は極端に言ったら自費半分、例えば町費半分でも行ければいいなという感じしてますんでよろしくお願ひしたいと思ってます。

○1番（津川 均議員）はい、議長。

○議長（杉本邦雄議長）はい、津川議員。

○1番（津川 均議員）確かにね全額、やはりその行政が持つての研修はあんまり良くないのかなという気は私も致しております。それとやっぱり、ある程度隔年でね、順番に教育委員会も色々な審議会だとか委員会だとかありますからね、そういうところがどうしても必要だと言う様な研修を、例えば年をずらしていけば大きな額にはならない。これは町の方もそうなんですけども。一遍に全部やっってしまうとすると、かなり数が多ければ額も嵩みますから、これを年数を減らして毎年そう大きな額にならない程度に収めておけば必要だという風に思います。特にあの教育関係については今、大変な全国的な世界的な関心事項になっておりますんで、このことに向けて是非また深いご理解をいただきたいという風に思います。以上で終わります。

○議長（杉本邦雄議長）意見で良いですか。

○1番（津川 均議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、ここで暫時休憩致します。20分まで休憩致します。

14時10分 休憩

---

14時20分 再会

○議長（杉本邦雄議長）再開いたします。次に6番、上野議員、「ライフラインについて」質問して下さい。

○6番（上野敏夫議員）はい、6番、上野です。あのライフラインについてということで質問させていただきたいと思ひます。町民が沼田に住んで安心して他の町よりも住みやすい町づくりということで、町づくりをされていると思ひますが、色々なことでまあ、ライフライン色々ありまして、除雪を始め電気、ガス、電話などがそれに該当、道路のこともそうですけど該当すると思ひます。その中で上下水道が沼田に走っている訳ですけど、今水道企業団が上の大きなパイプの方を管理して、その下の上下水道の管理については沼田町の建設課が担当していると思ひております。その中で上下水道の水圧、更にあの色々な事故が道内でもありまして、水質の問題、それはまあ老朽化の管の問題から起きたりするんですけど、沼田町としても町民の上下水道の現状はどのようになっててどのような計画があるのか伺ひたいと思ひております。その中であの、水道の住宅の末端のその管が恐らく今は1

3ミリから20ミリに変わっていると思うんですけど、そのように20ミリになるのは良いんですけど、13ミリくらいの細い管がまだ町内どのくらいのパーセントがあるのか、もしか分かれればお聞かせいただきたいと思います。それにあの、町民は水道の蛇口を流しだとか色んなところで蛇口を捻ると水道は出るんですけど、その家によって水圧が低いのをこのようなもんだと思って、お風呂に水を入れるのに何10分もかかったりして我慢している住宅もあると聞いております。そんなことから言って快適に過ごせる町づくりということで、町としてそのような水圧だとか老朽関係の計画をして住みやすい町にして欲しいと思いますけれども、町長はどう考えているかお伺いさせて下さい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ご承知のとおりですね、下水道についてはあの現在1,300戸程は使用しておりますけれども、これについては年数が新しいということもありましてですね、管路が30キロという風に書いてありますけれども、老朽管等もございませんので下水道についてはまず問題がないのかなという風に思っているところであります。それであの、上水の方はですね昭和36年からの管が残っている現状があります。それと併せてあの、非常にあの、恥ずかしい話ですけども従来その町が直営で職員がやっていた当時がありましてですね、その当時の管というのはいったいどんな管が何ミリ入っているのか分からない部分があるんですね。そういう面で今の現状はそれぞれの受益者からですね、例えば水圧が低いとか、ちょっと水の出が悪いだとかということを受けて、電話を受けてその対応をするということで今やっております。それと併せて年次計画で今整備をさせていただいておりますので、そうした状況から行きますとですね、今手元にもらった資料では40年以上経った給水管、これはあの1,493.6メートルあるということでもあります。これがあの35年以上になりますと、6,963メートルと報告いただいておりますから、かなりの数がまだ残っているのかなという風に思っております。ちなみにガス管であれば30年が大体耐用年数だという風に言われているということでもありますから、この中にガス管が使用されている部分があるとすれば当然やっぱり配管を変えなきゃならないということが予想されます。これらはあの先程申し上げましたように、掘って確認するということがなかなか出来ませんので、やはりその受益を受けている皆さんからですね、そういう状況等を、最近の水が濁ってどうもならないとか、出が悪いとかっていう状況を確認して次年度の予算でそれを対応する。まあ緊急的にやらなきゃならないところについては緊急的に補修をさせていただいておりますけれども、そういう対応しか現在のところは無いのかなという風に思っております。まあ併せて先程申し上げましたように年次計画でですね、例えば原野北線もこれでいきますと566メートルがまだ昭和38年のが残ってる

んですけれども、これは来年、再来年で道路の改良がありますから併せてこの部分の改修もやっていきたい。そういうようなことで出来るだけ重複の工事を避けてですね、道路改良がある時にその部分を、年数がまだそこまで来ていない状況であってもですね、改修しているのが現在の状況であります。

○6番（上野敏夫議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○6番（上野敏夫議員）はい、議長。本当にあのライフラインということで、色々なことがあるんですけれど、今あの確認というかあるんですけれど、これから冬に向けてこう生活になり、町民の心配は水道も大事なんですけれど、冬道のことなんですけれど、先般の臨時会の中で町長が除雪については今までどおりやります、とお答えいただいたので安心しておりますけれど、これまで以上に除雪が民間委託したことによって良くなるように私も期待しております。そんな中であの、先程の水道の方に戻りますけれども、最近の水圧が低いということによって、色々な最近の器具が、すばらしい器具が出てきたなかで、水圧が必要としている器具が、例えば水洗トイレにしても食洗器にしても色々な器具が、生活にレベルにあった器具が出てきた中で、まああの沼田町は3キロで水圧弁で調整してると思いますが、やっぱり2キロ無ければ、2か2.2キロぐらい無ければその機会が作動しづらいというか機能を果たさない様な器具もありますので、出来たら町で住民から報告受けるというものもあるかもしれませんが、その地区ごとに管を調べた中で調査、水圧調査をして出来るだけ町民が諦めるのではなくて、行政から何箇所か調査したなかでこの計画を持って水圧を上げるようにして、それとまあ有水率も77.2%って町長の報告にも書いてありましたけれども、この有水率については沼田町は悪い方では無いと思うんですけれども、これも上げる中で画期的な水道を使えるようにしていただきたいと思います。それとこのライフラインということで災害が起きた時に、飲料水がどこかで途切れたり、爆発したり、パンクしたりすることによって町民が、飲料水が飲めないようなことにならないようにも阪神大震災のじゃないですけど、お寺のところで飲める飲料水があるということでそのお寺の水を飲んで命を繋いだという話も聞いておりますので、沼田町も飲料水の関係ではどっかで湧き水が何箇所かあると思うんですけれど、その水質も調べた中で災害の時にはこういうところで飲めば飲料水が、検査した飲料水が飲めるということも町民に知らせてはどうかと思っております。それとあの、上下水道の関係は建設課なんですけれど、水道関係についてはやっぱり技術職というかある程度設計も出来れば良いんですけれど、水道のことについては何年か経験していないと対応出来ないような職種だと思っております。その中で沼田町の水道技術の持っている方が何名いるか分からないんですけれど、出来るだけ職員をそこに、技術職の職員をそこに配置して町民が万が一の時に凍結か何

かあったときに対応できるような、職員教育というか職員の増員もするべきではないかと考えておりますので、その辺も町長どう考えているかお聞かせ下さい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）飲料水の関係はその自然水を確保という訳でありますけど、それこそ毎月検査をしなければなりませんしですね、そういうあれっていうのは難しいのかなと思います。こういう地域ですから、原水ですね、たとえば沼田ダムが崩壊したとか何とかという以外は、まずそういうことは考えられないだろうという風に思いますから、そうした面であの、どっかの地域が駄目だとしても他の地域から給水を補給するといういことも可能ですから、そういう対応を考えて行きたいなとそんな風に思っております。それとあの、2キロ、3キロというのは私技術的に分かりませんので、建設課長が分かるかな。あの後ほど答弁させていただきたいという風に思います。それから水道の技術的なもののお話がありましたけれども、基本的には今技術屋さんが居るといのはどこの町村も居ないのが現状です。まあその必要性が無いと言いますかね、そういう部分はきちっと指定業者が見積もってくれて、これをこういう風にするという様なことでやっておりますから、そういうあれは必要ないのかなと思っております。ただあの、今私どもとしては更に効率化を高めるために、水道企業団でその加入する1市4町の上下水道を全部管理をしてくれということで今、事務方で検討を進めておりますから、そういう風になりますとそういう様な体制も組めるのかなという風に思います。水道の技術屋という位置付けがちょっと分かりませんので。神課長分かるかい・・・、技術屋って居るの・・・。いや、ちょっとその辺、水道の関係は前任の神課長の方が詳しいかもしれませんので、ちょっと答弁をさせます。

○議長（杉本邦雄議長）建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長）はい、あの水圧のことをございますけれども、今議員が言われるようにですね、3キロをですね、まあ器具自体がですね、今3キロを受けれるようにというようなことで設計されていると思いますけれども、町の方もですね、そういう目処にですね、供給するようなことでですね、足りない場合は今町長が言われたようにその都度確認に行かせていただいております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですか。

○6番（上野敏夫議員）いや、今ちょっと、はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい。

○6番（上野敏夫議員）まああの本当にちょっと聞き取りづらくてね、同じことになってしまいうんですけど、今まで雪が降ったなかで、やっている中で、昨年とちょっと出動回数が出てないなあということが町民からちょっとありましたので、今後2月ぐらいに向けての吹雪とか色んなことがありますね。・・・建設課の課長、その

こと言ってませんでした？町長今除雪のことって言ってなかった？よく聞こえなかったの私もね。聞こえなくて理解できなくて、もう一度したら答えていただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長）あの、水道のですね、水圧のですね、水が出ないというのはですね、そういう場合はそういうお話をお聞きして調べに言ったりしております。

14時35分 休憩

---

14時39分 再会

○議長（杉本邦雄議長）それでは再会します。

○6番（上野敏夫議員）はい、議長。今あの水質の検査のことをお聞きしていないので、定期検査は既に沼田町は何ヶ月かおきなり、1年に何回だとか、色んな項目がありまして、水質の検査は必ずやっておると思うんですけども、色んな、3ヶ月に1回、1年に1回、その色んな菌が多ければ細かく検査しなさいとかって水質の検査を厳しく指導する決まりがありますんで、その水質のことも出来たら広報に載つけるなりして町民に安心して水を多く安心して飲んでもらえるように、そのこともお願いしたいけど、その辺町長あの、安心した水を供給する側としての考えもお聞かせ下さい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）飲料水については北空知広域水道企業団からの供給を受けておりますんで、あの企業団が年に1回くらいですかね、広報誌を発行するんですけども、うちの町内にも折り込んで来てますから、そういう意味で企業団はこういうような年間の水質をもって供給していますよって報告があると思います。まあそれで足りないということであれば、またうちの広報誌なんかを使って企業団から資料をいただいて提供するということが可能かと思いますが、まあ今までそういう企業団から供給された水が不適切だというあれは今まで例がありませんので、その辺はまあ心配無いかと思っておりますけれども、そういう必要があると言うのであれば、またあの建設課の方でちょっとあの企業団と相談させて、検討させていただきます。

○6番（上野敏夫議員）はい、いいです。

○議長（杉本邦雄議長）はい、それでは次に移りたいと思います。7番、橋場議員、「沼田高校閉校後の校舎等の取り扱いについて」を質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）この問題については、同窓会からの陳情等がありまして、議員の中で話し合ったらね、ちょっとまだ町長が道との対応の問題だから、道と対

応する上でちょっと支障があるのではと考えたので、これはもうちょっと後からした方がいいと思うので、これは取り下げたいと思うので、次にして下さい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、次に「準要保護受給生徒の高校進学に伴う交通費の助成について」を質問してください。

○7番（橋場 守議員）はい。高校が統合されまして、統合じゃないな、閉校が決まって、今年から沼田の中学校卒業生は全部他の町の学校へ行かなくてはならなくなっていました。本当は、もっと前にしなければならなかったのですが、大変親の負担が大きくなった訳ですね。実はですね、生活保護を受けている人たちが、高校に入るとしますとね、これは借金をしなきゃ入れなかったのですよね。実は、北九州で起こった事件なんですけれども、孫娘と祖母と一緒に暮らしていたんですが、その祖母がこの孫娘の高校の安心して高校に行けるようにするために、生活保護費から爪に火を灯すように貯めていたんですね。いよいよ中学三年卒業して、高校に入った。おばちゃんが、貯めたお金で高校へ進学させますようとなった。ところが生活保護の中には、高校へ行く旅費だとか、学費だとか無いんですよ。ですが行くとすれば借金をしなくてはならない。それも公的な借金をしていかなければならない。その事件があったときに、国の社会福祉事務所は、市ですから市に社会福祉事務所があるのですが、そこではそのおばあさんが貯めた高校進学のためのお金を収入認定をしたんですよ。それでおばあさんはとんでもないと、国を相手どって裁判を起こしたんですよ。生活保護を受けている人が、高校に行かすために学費を使うと、国はそんなそれに対してなんとやったかと、この生活保護費から高校に行く学費を出すと、あなたの家は国で決めた最低生活が出来なくなるとこう言う事が理由なんです。とんでもない話ですね。

もうちょっといい生活が出来るような保護費を出せと言いたい所なんですけど、そういう事件がありまして、私たちの生活と健康を守る会というのがあるのですが、それを中心になって、国に対して相当要求しました。その中で、この質問をするために北海道の生活健康を守る会の所へ電話かけましたら、2～3年前から国がその高校へ進学するための、ここであれば公立高校は深川しかありませんから、一番近い深川に行く分の旅費は基本的に出る事になりました。それから学費も出るようになりました。しかし基本的に納めなくてはならない他に沢山金がかかるんですよ。大変なんです。しかしそのことは出来ました。ただ19年度の決算をやりましたら、中学生で3人位準要保護の家庭がありました。小学校の時は準要保護の人たちが9人位いるんですけど、それは学年が多いから、中学になると3人になりますから、大体3人位づつそういう準要保護の人たちが行きます。この人たちは深川へ学校へ行っても、自動車賃も何も出ないんですよ、これは親に対して大変な負担になると思うんですよ。私はこういう人たちが安心して高校に進学できる、何の心配も無く学

校に行けるような状態を何とかして、本当は国にやらせるべきですけども、国に要求しながら、沼田町として準要保護あるいは、住民税の非課税家庭に対して、自動車賃、旅費と学費位は支援をしてあげてはどうですか言うことで、そういう事を町長如何でしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）要保護、準要保護というのはこの言葉自体がやっぱり義務教育の生徒に使う言葉なのかなと私は思っていたんですけども、現況の中で準要保護と言いますか、生活に少し困っている方に対して高校の進学費用までも見ると言う事は難しいのかなと思っています。それと併せて町には奨学資金の制度がありますから、出来ればそちらの方に応募を頂いて、審査を受けてそちらの方の適用を受けるのがいいのかなと思っています。教育委員会の方からちなみに、もらった資料によりますと平成16年から20年迄の間に高校の奨学資金を受けて申し込んだ子どもは一人なんですね。決定も一人ですから、100%もらったと言うことでありますけども、そうした事例からいきますと、橋場議員さんがおっしゃるほど高校へ通うのに困ってはいないのかなというふうな感じで受け止めております。必要があればこの奨学資金制度を使って頂いて申込頂くのが一番理想的かなと思っています。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）保育所に通っている児童、児童ではない、子どもは義務教育ではないんですよ。だけれども、子どものために町は相当な負担をしてあげているんですよ。ですから、中学を卒業して高校へ入った子供達がね、安心して親に心配かけないで高校に行けるといような事位は私は、やれると思うんですよ。奨学資金はそれは借金ですから、将来返さなければなりませんよ。だからそういう事を出来るような状況でないし、保育園に通っている子どもに対して、やっているように非課税世帯にはこんだけという相当なお金を出してあげているんですよ。高校生に対して、高校に進学する子どもに対してもそういう思いやりがあってもいいんじゃないかなという立場からは是非とも非課税世帯位までは、どういう段階にするかは、町長が決めることなんですけど、そういう支援をしてあげてもいいんじゃないかと私は思っているんですが、駄目でしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）基本的には今申し上げました様に、町の奨学資金の貸付制度がありますから、それを頂いて、あれするのがいいのかなと、将来返すというのがこれはやっぱり子どものためにそういう事を体験させる事も必要なんではないかと思っています。何でもかんでも国や町が面倒を見てくれて、それが本当に子どものためになるのかなと、私はやっぱり逆にそういう奨学資金を受けて一所懸命勉をやったんだと言う事、そして自分の力で就職した後にそれを返していくんだと言うこと

を考えた方が将来の子どもに取っていいのかなと、特にこの沼田の場合は、高校生も対象になっていると思うのですが、大学に行ったりして、農業や商工業に従事すればそれは全額返還免除という制度までつけてますので、そういう意味では他の町村から見てもかなり優遇された措置かと思えますし、高等学校にそういう奨学制度をやっているのはおそらく、沼田が沼田高校を維持するためにやるというのは地元高校を維持するためにあるのは各市町でもやっていると思うのですが、ただそれ以外のあれでそれほどまでに広げているのはちょっと前例がないのかなと思っていますので、おっしゃれる方がどうゆうあれなのか、あれですけど、返さなくていい金を用意せというのは、ちょっとやっぱり無理かなというふうに私は思います。

○7番（橋場 守議員）はい。議長。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）2回で止めて思ったのですが、高校が沼田町にあればいいんですよ。だけでもこういう社会的な事情でもって高校が無くされた訳ですよ。こういう事をきちんと捕らえた上で考えて欲しいんですね。生活が苦しい人は沼田に高校にあつたらここに行くんですから。それが行けなくなつたんですよ。これは国の責任であるし、道の責任であるし、まあ沼田町には責任がないんだけど、子どもにも責任無いんですよ。だからその子ども達を支援することは沼田町でやってもいいんじゃないかと、ぜひ考えておいてください。

○議長（杉本邦雄議長）はい、次の「戦争と平和の問題について」を質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）本当に驚きましたけども、航空幕僚長という空軍の自衛隊の空軍の最高責任者がですね、先の戦争は侵略戦争であったというような濡れ衣だという論文を出したんですよ。懸賞論文のなかに、その中で憲法に違反したような色んな事を言っているんですけど、実は自衛隊法の中にこうゆうふうにかかっているんですね。自衛隊は憲法というのは、国民に縛りをかけたのではなく、公務員に縛りをかけた中身なんですよ、憲法の99条中でこの公務員は憲法を守らなくては、法律を守らなくてはときちんと規定されているんですよ、自衛隊員は公務員なんです。自衛隊法の53条という所で、自衛官は日本国憲法及び法令を遵守する事を宣誓する義務が課せられているんですよ。法律と憲法を守る事を宣誓しなかったら、自衛隊員になれないんですよ。ところが最高幹部の一人がその憲法をね、違反した色んなことを喋っています。こんなことが許されていいのかなと思います。特にですね、アフガニスタンに対して、アメリカも含めてアフガンに行って戦っている国の飛行機に燃料を補給したんですよ、それに対してこれは憲法違反だといって名古屋の人が裁判をやつたんですよ、名古屋高裁でもってその部分については憲法違反だと言う判決を出したんですよ、その時に記者がこうゆう判決が出たけどと

言ったら、この田母神さんは何て言ったか町長知っているでしょう。そんなの関係ねえと言ったんですよ。本当にこうなりながら最高幹部である人がね、裁判で出た判決にそんなの関係ねえと言った国民誰一人そういう裁判所も法律も要らなくなるんですよ。とんでもない話なんでね、こう言う態度について沼田町にも自衛隊がありますので、その人達がやっぱり国民のためにあるんだと、いるんだというそういう事をしっかり捉えてもらわないで、ないと国民が敵にしたような教育をされたらね、我々本当に安心して暮らせないですよ。いつ、クーデター起こされるか、と、実際ここにかかっている教科書があるんですけども、それにかかっていることはそうゆう事なんですよ。こうゆう問題について町長どのように考えて、感じ取っているかですね、聞かせて頂きたいですね。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）政府の統一見解が出されている訳ですからね、それに対してやっぱりその、航空幕僚長というのは公式な立場にある方があえてそれを批判するという事はちょっと非常に厳しい状況に置かれるのかなと思っておりますし、言うべきでなかっただろうというふうに思います。個人的内面的にそう思うことは自由ですからいいですけども、発言を聞いているとその辺が誤解をしているかなと思いますね。個人の自由があるのだから、発言の自由があるんだから私喋れるんだと言うことをテレビの番組で出て言ってましたけども、それはそう言う意味ではないと思うんですね。

公式の立場とはきちんと国の公式な見解が出て、東南アジアの方たちにお詫びを申し上げているの訳ですから、それをあえてそういう風に言ったと言う事については、私自身も本当に残念だなというふうに思っております。あるべきことではないとそふうに思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）防衛大学というのがあってその教官もやっていたんですよ、その中で教科書があるんです。防衛学概要という教科書がありまして、それがずんずん変えられて来まして、田母神さんが使った教科書の中には、こんなことが書いてある。戦争や紛争の数や規模を抑制することが出来ても、戦争の無い世界を実現することは幻想といえと書いてある。全然戦争・・・価値観が共通でない国家に対しては軍事力によって意志を示す事が確実な方法である。こんな事が教科書にかかっているんですよ。これを教育を受けた防衛大学の幹部なる人たちですから、そうゆう人たちがずーと広がっていったら、大変な事になるんですよ。ずっと後のほうに書かれていたら、国で例えばアフガンやなんかに自衛隊を派遣することが決まったら、法律、法律が決まったらこれに国民は黙ってついてこいと書いてある。ついてこなくては駄目だと、これは本当に危険な事だと思うので、是非こうゆ

う事はね、是非そんなことの無いように、自衛隊の歓迎会やいろんなことにこの町でも行きますから、そういう所では皆さん純粋にやっぱり日本国民の公僕として働いて下さいと、言うような立場を是非とって欲しいと思います。如何でしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）大方のその方というか、大半の自衛隊員の皆さん方はそう言う考えでいるんだと思うんですよね。国民を守るんだという事でこう言う逸脱したような発言はまず考えていないと言ってますので、間違えないと思いますから、陸上の場合は、まずそんなあれは無いと風に言っていました。たまたまこの人は航空ですけどもね、そんなことを言っていましたし、日本の国民全体が今そういうような、その雰囲気にありますので、きっと反省をしてくれるのではと期待してますし。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）町長、国会に出て行ってね、自分は間違っていないとはっきり言っているんですよ。これは本当に、そして、ただね、国民がこれが大変だと言う立場で相当議論が沸いていますから、今度アパと言う何かグループ、ホテルなんかやっているグループなんですね。そのグループの代表がそのこの田母神さんが応募した論文の応募の主なんですよ。それに自衛隊から百人とか百何十人という人が論文を応募したんですね。この人のこれを発表して、今度12月8日にやるつもりだったらしんですけども、その論文を受賞した最高の賞を取った、その受賞の記念祝典をやることになっていたんですよ、それに二百何十人表彰式には、パーティに百二十五人名前出ていたんですよ。その中に四十数人の国会議員が出ているんですよ。こういう日本の侵略戦争だったというのが濡れ衣だって言った論文のね表彰式に国会議員が四十数人出る事になっていたんですよ。だけど国民の反撃があったために、みんなやっとなんて断った。出る人がいなくなった。そういう状態が生まれています。しかし現実にはこれ大変な事なんで、町長はあまり危機感を感じていないみたいですけども、それは危機感を感じないのは、国民の人たちがそういう事に対する反撃をしたからね、危機感が生まれませんけども、実際には本当に私は本当に恐ろしい中身だなと思っています。是非そういう事をきちんと捕らえて欲しいなと思って、本当は答弁を貰わなければ、質問じゃならんですけども、したくなければ、いいです。

○議長（杉本邦雄議長）はい、次に移ります。町長の給与について質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）はい、町長の給与なんですけども、私は国民が私たちが生活していく上には、お金があればあった方がいいんですよ。確かに。しかし、やはり自分達の生活していくうえで、子どもも大学へ行った、高校にいと、言う中で普通並に生活出来ると思ったら、上の方限度があると思うんですね。日本は賃金の差がずっと下へ生活出来るか出来ないかのような時には生活保護のすれすれ以下の

人の給料から、上は税金だけで何十億と払っている人もいる訳ですよ。それは能力があるからと言いたいと言っていると思いますけども、そうじゃなくて、一般的に働いている人で限度というのは、この位というふうにあると思うんです。その立場から言って、私はこれは副町長とか職員は、募集を受けて入った人たちですね。給料も町長から任命されて、課長に任命なんかされて、貰うわけですから、この人たちはちょっと、自分から遠慮すれというのはちょっと無理なんですけども、私たち議員や町長は選挙によって自分は町民のために何かしたいと、こういう事をしたいという立場で立候補して当選した訳ですから、当然自分でこの位の給与でいいよと言うことは言えると思うんですよ。それで、計算しましたらね、現在町長が貰っているのが74万5千円です。月ね、だけれどもこれは限定付きなんですよ。平成23年4月30日まで74万5千円だと。本来なれば、要するに麻生さんが3年したら今の経済が良くなると言ってますけども、そうゆう風になったら、83万円に戻るわけなんです。私はその83万円から言って、各地で3割カットという報酬を3割カットするという町長さん、市長さんが沢山出て来ているんですよ。そういう立場で町長一つ、自分の報酬を3割カットする、で残った分は町民の福祉のために、教育の為に使うというそういう崇高な立場に立てなんでしょうか、立っていただけませんかと言う事をお聞きしたいんですか。先程ね、副議長から議員の研修について、質問がありましたけども、議員でなくて色々な研修について、質問がありましたけどもね。私は、今の議員報酬が決して高いとは思っていません。矢祭町でやったように、日当制にするなんてことは、この人たち本当に議会議員の仕事を理解しているのかなと思えるようなことを思いますよ。議会議員というのは、日常普段に色々なことの相談を受けたり、町民のために働かなくてはならん訳ですから、これはやっぱり報酬が必要だと思います。それでただ、研修については、私はやっぱり自分でこの事は勉強しなきゃならんと思ったらこれは自費で行くべきだと、そういう立場でいつも嫌われている訳ですけども。私はそういう立場に立ってやるべきだと思います。しかしそういう立場から頑張るし、町長も一つこの非常に財政困難な中ですから、そういう立場に立てないかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）給料を何ぼ下げるなんて約束した訳ではありませんからあれですけども、そうした疑問に答えるために特別職の議員さんもひっくるめた報酬審議会と言う物を一般の町民の有識者の皆さんから出ていただいて、その答申に基づいて給料を決めていただいているのが現状です。しかも決められた給料よりも若干各町引き下げているという状況もありまして、今私は恐らく北空知管内では一番下か、下から2番目だというふうに思います、年収でいきますと。15パーセントの手当ての他、議員さんも勿論そうですけども、カットしてますし、そうした意味

では決して他の町村よりも高く貰っている状況ではない、その事をご理解頂きたいと思ひますし、今や祭の話しが出ましたんで、矢祭の前の町長さんて給料安いのでびっくりしましたら、土地改良区の組合長を兼任され、理事長ですか兼任されてここからも給料を貰ってますよ。それから、自分の所が布団屋を経営しているので、布団屋からも給料を貰ってますよと、そうしますと、何か聞いてると私よりも給料高いのかなと感じて受けていましたけどね、そういう様な事のがあれば別ですけども、やっぱりその職務を執行するのに、一定のやっぱりその保障というのが無ければ、当然又あの悪い事に手を出すのではないかなと、そんなような気がするんですよ。やっぱりその必要なものが無ければどっかから求めなければなりませんから、そういう意味でも、あの意味を含めて報酬審議会がこの金額が適当でないですかということのきめを頂いたんだらうと、私は思っております。それよりも下回って今やってますので、それ以上下げれという議員さんのあれですから、そうなるですれば、それじゃ議員さんも一緒にお下げになりませんか、というような話になるのかなと。一つの例を申し上げますと、私の所に来た町の人はずね、昔は町会議員さんといのは、町の名士でね、無報酬でやっていたんだと、今の議員さん報酬を貰っているんじゃないかという様な事を言っている方もいらっしゃいますので、そうした観点からいくと、まず議員さんが報酬を辞退して頂くのが先かなと、そんなふうに私は個人的にそう思ひます。ですから私は、365日ほとんど休み無く仕事をしながら、一定の報酬としてそれを貰っている訳でありますから、そうした意味でのご理解も頂きたいなというふうに思ひます。それと併せて副町長だとか教育長だとかが別なんだと言うけども、それは全く違ひましてね、組長よりも副町長教育長が給料が高いという事は、全国的でも稀にしか例がありません、無いとは言ひませんが、そんな事はまた世間常識から言つても、それって常識上問題があるのかなと、そうしますと、一般職の職員の皆さん方も特別職が下がるって事は、やっぱり一般職の職員にもやっぱり手が及ぶんですよ。町民の皆さんは橋場議員さんはそういう見方しませんけども、町民の大方の皆さんはそういう見方をします。そうすると、それじゃ役場の職員の給料ってのはどうなんだと言う事のまた論議も繋がって来ますんで、私は現状、言われた事は十分又検討はさせて頂きますけども、現在の時点では先程申し上げました、北空知管内と大体いい歩調を取りながらいけるのかなと思ひていますので、現状を維持する様な事で進めさせて頂きたいというふうなふうに思ひてます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）無報酬でやっていた議員の時代というのは、あるかもしれませんが。その時には金持ちしか国の選挙権が貰えないような状況だから、それはあると思ひますけどもね。私、隠れ蓑として報酬審議会というのがある。それに

決めてもらったんだからと、これは私も知ってます。しかし、私は本当に町民の事を考えてこの財政の困難なときに、一つ俺は3割カットでやるぞ、と言うかの問題なんですよ。ただね、矢祭町の町長みたいにそういう商売やってて食うに困らない人は、それは自分だけの時代にそうやって貰えばいいんですよ。それが他の人たちが立候補したときに、お前やれとか、言う様な事なったらこれは出来ない。しかし、私3割カットしてね、83万円の3割カットすると、58万一千円なるんですけども、これでこれ町長あるいは議員なんですね。それは自分で決めれる事だから、審議会でも聞いてもらったけども、更に自分で決める事はできる訳ですよ。だからそういう意味では私は、3割カットどうですかと聞いているだけです。だからそれであといいんですよ。最高、職員の最高賃金より少なくてもいいんじゃないかと思うんです。ただね、昔私ずっとずっと、一昔ふた昔話しだったけども、本当は四昔位頃にあったんですね。議員やっていたんですよ。四十年、落選してますからね、最初は四十年位前だったんですね。

その時代私らこうやって言ってましたね、職員の給料を減らすのは沢山あったんですよ。ボーナス減らすとかね。私はそれは駄目だと、商工振興のためにも、商店街の人達も職員の給料が下がったら、買物しないんですよと、こう言っていた。今それを言えないんですよ。何ぼ職員給料上げたって、沼田で買物しないで、買いたいもの無いから、大型店に行ってしまうんですよ。辛い嫌な世の中になったなど、思ってますけども。私そういう意味で、決断するのは町長個人なんですよ。議員も下げれっと言いますけども、議員は金持ちの人はいいかも知れませんがね、そうでない人、日雇い労働者で行って働いている人達もやっぱし議員になれるんですよ。そういう人達なりたいけれども、歳費じゃやれないというようなことはやっぱりあってはならないと思う。町長はえー3割ひかれたら俺は町長やってはいけないはという額では無いと思うんですよ。ですから、何かあれもこれも一触単にしないでね、考えて欲しいと思うんですけども、如何でしょう。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）前回、先に答弁した通りで御座いますので、ご理解を頂きたいというふうに思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですね。

○議長（橋場 守議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい。以上で町長、教育長に対する一般質問を終わります。ここで、暫時休憩をいたします。10分間、25分まで休憩します。

15時13分 休憩

15時25分 再開

## (一 般 議 案)

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。日程第14、議案第77号、平成20年度沼田町一般会計補正予算を議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）はい。議案第77号、平成20年度沼田町一般会計補正予算について。平成20年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成20年12月18日提出、町長名でございます。別冊の補正予算第5号1頁の方をお開きを願いたいと思います。

[以下、別冊補正予算1頁を朗読（第2項省略）]

○財政課長（辻山典哉課長）まず12頁歳出の方をお開き願いたいと思います。まず歳出でありますけれども、歳出補正の主なポイントを前段何点か申し上げたいと思います。まず1点目につきましては、経済情勢の悪化によります緊急対策と致しまして、中小企業特別融資貸付金の融資枠の5,000万円拡大の為の預託金を増額をしたことでございます。またこれに伴います融資利子の補給、或いは保証料の補給を増額をしたことでございます。2点目は同じく緊急対策と致しまして、中小企業の皆さんの制度融資の残高に対しまして、1%の利子補給を2カ年に亘り実施することと致しまして、700万円を計上したことでございます。これに伴い21年の債務を負担する行為を設定してございます。3点目は移住定住促進住宅の建設事業、今年度見送ることとしたことから減額の計上をしたことでございます。こういったものが主な補正のポイントでございます。

それでは2款の総務費から参ります。まず3目でありますOA管理費であります。56万円の減額を致しております。まず13節の委託料でございますが、エルタックスの審査システム構築業務委託料として199万5千円の新規の計上となっております。これにつきましては10月から始まります年金からの特別徴収、これに係ります徴収データをやり取りをする為に必要な審査システム、これを構築する為の委託料となっております。次に19節の方の北海道自治体情報システム協議会負担金の減額414万7千円ではありますが、これにつきましてはLGWANこういったサービスがある訳でございますが、LGWANサービスの提供設備、これの更新が必要となっております。当初予算上機器の導入を町村会が一括共同購入するということで予算計上しておりましたけれども、これをHAAPの共同型の共同利用型の設備とするということから負担金が不用になったということで減額をするものであります。次13節の委託料に戻しまして、共同利用型LGWANサービス提供設備構築委託料153万8千円の新規であります。これはLGWANを共同利用型とするため、設備等の構築が必要になるということから委託料を計上したものでございます。結果的に数百万の安上がりになるという形の方法を取っておる訳であります。次7目の庁舎管理費であります。85万円を備品購入で計上致して

ございます。これにつきましては、庁舎暖房の効率の悪さから前々から議会の皆様にも大変ご迷惑をお掛けを致しているところでございますけれども、非常に効率の悪い部署、議会或いは住民生活課、農業振興課、こういったところに副暖房機を設置、配置をすることとして係る費用を計上させていただいたものでございます。次に12目の自治振興費でございますが、200万6千円の減額であります。13節の委託料であります。緑町の設計委託料200万を当初見ていた訳ですが、職員による直営としたことによりまして、全額減額するものでございます。次の頁をお開き願いたいと思っておりますが、16目町営バス費であります。235万7千円の追加補正であります。バス運行負担金として計上致してございます。中央バスの旧滝川、沼田間におけます運行負担金でございます。平成19年の10月から平成20年の3月までの半年分に係ります負担金でございます。20目の移住定住促進費2,458万7千円の減額でございます。これにつきましては、移住定住促進住宅の建設につきまして、先程来お話のございましたとおり用地関係の合意に至らなかったということで年度内執行を見送ったものでございまして、かかる予算と売り払いの財源を合わせて減額をしたものでございます。次の頁をお捲りを願いたいと思っております。

次3款の民生費であります。1目の社会福祉総務費で10万円の補正を致してございます。これは国民健康保険特別会計に対する繰り出し金の増ということでございまして、これにつきましては条例の改正でもございましたとおり、平成21年の1月以降分娩に関連して発症した重度の脳性麻痺児に対する補償と原因分析、或いは再発防止機能を併せ持つ産科医療補償制度、これが創設をされたことに伴いまして、現行に出産育児一時金35万円、これに3万円を加算した金額を支給することとなることから、1月以降出産予定と致しまして5名分の一般会計負担分、3万円の3分の2、2万円の5名分で計10万円をここで計上をさせていただいたものでございます。3目の介護支援費であります。15万8千円の増額でございます。繰り出し金の増であります。介護保険特会で計上致しております職員人件費、これにつきましては、共済組合の負担率の改正がございまして、この改定により繰り出し金の増額が必要になったものでございます。4目障害者福祉費であります。491万7千円の減額でございます。介護給付費の減でございます。これにつきましては当初予算時点から対象としている者が2名減となったことから、かかる給付費を減額を致したものでございます。7目の老人医療費であります。70万5千円の増額であります。後期高齢者医療特会の繰り出し金の増であります。後期高齢者医療保険の基盤安定事業におけます負担軽減額の確定によりまして、一般会計からの繰り出し金が増加になったものでございます。

次4款の衛生費、3項上水道費、1目上水道施設費であります。431万9千円

の減額であります。水道事業に対する繰り出し金の減であります。水道事業におけます費用の減額によりまして、運営費の繰り出し金を一般会計から減額を致すものでございます。次の頁をお開きを願いたいと思います。

6 款の農林水産業費であります。まず6目農業総合対策費であります。1,575万円の減額でございまして、これは米バラ施設の籾摺り機等整備にかかる工事の執行残、これを減額処理をしたものでございます。次に9目の基幹水利施設管理事業費でございまして、84万円の減額であります。これにつきましては需用費から15節の工事請負費までそれぞれ恵比島揚水機場の管理業務の委託、或いは電動機整備補修の執行残、こういったものを減額処理をしまして、併せて電気料の実績増により光熱水費の増をしたものでございます。10目の沼田ダム施設管理事業費であります。次の頁をお開き願いたいと思います。13節の委託料で434万8千円を減額をしております。これにつきましては沼田ダムにおけます各種委託業務等につきましまして、それぞれ執行残が生じたんでこれの整理を行ったものでございます。12目の地籍調査費49万8千円の減額であります。委託料で56万7千円減額、記載のとおり地籍調査委託料の減であります。執行残を減額したものでございます。次に14目の五カ山牧場運営費であります。258万5千円の増額でございまして、まず11節の需用費であります。316万1千円増額を致しております。その主なものは飼料費の増であります。330万円を増額を致したものでございます。飼料費につきましては価格の高騰が続いております。当初予算を編成をした時点から致しますと、現行の価格は約2割程度上昇しているという実態にあります。それから給仕実績につきましても当初予算で見積もった量に対しまして1割増しで推移をしてきているということから、必要量を増額を致したものでございます。14節から17節につきましては執行残の減額となっております。結果と致しまして、258万5千円の増額でございまして、これら財源につきましては人件費に充当致しておりました売り払い収入を振り替えて、これらの補正財源と致したものでございます。それでは次の頁をお開き願いたいと思います。15目の就農支援実習農場運営費であります。224万1千円の補正増でございまして、まず8節の報償費であります。120万円の減額であります。実習手当の減としてでございます。9月の補正で一度減額補正を致しておりますけれども、その後の実習生の受入実績見込みによりまして、再度減額をさせていただいたものでございます。次に11節であります。371万の飼料費としての増であります。五カ山牧場と同様でございまして、飼料価格の高騰によりまして2割程度の上昇、更に加えて給仕実績も伸びているということから今後の必要量を見込みまして増額と致したものでございます。なお、財源は一般財源で手当を致しておりますけれども、これにつきましては実習農場の赤字補てんの経費と致しまして、国に対して2月数字の特

別交付税数値に含めまして、これは国に要求するものでございます。

続きまして7款商工費であります。1目商工業振興費1,981万2千円の増でございます。まず工事費であります。これは駅前広場工事の執行残による減となっております。次に19節であります。失礼致しました。先に21節貸付金であります。1,250万円を補正増致してございます。昨今の経済情勢を考えまして今後の資金繰りの対策と致しまして、現行の町中小企業特別融資貸付金の融資枠1億円を5千万円拡大をするということで、1億5千万円とするため1,250万円の追加預託を致しまして、強調倍率4倍、5千万円の枠を確保するものでございます。次に19節の負担金補助及び交付金で825万円、この内でまず中小企業緊急対策特別融資利子及び保証料補助金で125万円の増であります。貸付枠の拡大に伴いまして、制度でございます利子補給1.5%、保証料の補給補助1%、これらにかかります額125万円を合わせて増額を致したものでございます。次に沼田町中小企業緊急対策利子補給補助金で700万円のこれは政策新規でございます。新規の単独の制度でございますけれども、公的制度融資に対して20年度と21年度において1%以内の利子補給を行うものでございます。なお21年度にかかるものにつきましては別途債務負担行為の設定をさせていただいているものでございます。次の頁をお開きを願いたいと思います。

8款土木費であります。709万8千円を減額を致してございます。土木費関係につきましてはそのほとんどが各事業におけます執行残の処理となっておりますので、内容説明省略をさせていただきましてご覧をいただきたいという風に思います。次の頁をお開きいただきたいと思います。

9款の消防費、消防施設費であります。1,013万6千円の減額でございます。消防組合に対します負担金の減額でございます。これにつきましてはまず1点目に救急車両に搭載の除細動機、これにつきまして機器更新をする予算を当初計上致していたところでございますけれども、メーカー側の都合によりまして今年度の更新が間に合わないということから、これを見送ることといたしまして、かかる経費300万円をまず減額を致してございます。更に不用額の整理と合わせまして、消防組合における繰越金が計上されたことによりまして、一般会計からの負担金が減額になっているものでございます。

次に10款教育費でありますけれども、7目、失礼しました7項学校給食費の1目学校給食費31万8千円補正の増でございます。給食組合の負担金の増であります。これの内容につきましては給食の食材単価のアップ、併せまして安心、安全な国産の食材を更に使用していくということから、また燃料費の高騰に伴う負担増、これらを合わせて一般財源で吸収をするということで、補正の増額と致したものでございます。

続きまして、次の頁をお開きを願いたいと思いますが、13款職員費であります。1目職員費で1,062万9千円の減額でございます。2節の給料、3節の手当等それぞれにつきましては、年度を通しての人事異動によります会計間異動、又退職によります減額処理でございます。4節の共済費88万2千円の減につきましては、職員給料減額におけます跳ね返りの減でございます。なお、共済組合の負担金につきましては負担率の改定によりまして、この部分は増額になったものでございます。以上が歳出の補正の内容でございます。

続きまして戻っていただきまして8頁の方、歳入の方をご覧いただきたいと思えます。まず歳入であります。10款の地方特例交付金、1目の地方税等減収補てん臨時交付金でございますが、これは本年度のみの新規科目になってございます。108万7千円の新規で載せたものであります。道路特定財源の暫定税率の執行期間、4月でありますけれども、4月における地方公共団体の減収を埋めるために国の補正予算で地方税等減収補てん臨時交付金、これが創設をされまして今回これが計上になったものでございます。内容的には自動車取得税減収補てん臨時交付金で77万4千円、地方道路譲与税減収補てん臨時交付金これが31万3千円、合計致しまして108万7千円でございます。次に地方交付税でございますが、1億3,194万6千円の大型の増加をさせていただきました。これにつきましては、後ほどまた予算で出てきますけれども、財政調整基金の繰入金を当初1億5千万計上致しておりましたけれども、これを減額を致しまして交付税の方への振替をまず行ってございます。更にそれぞれ事業財源としての特定財源、これの充当を行った結果最終的に過不足調整をし収支の均衡を交付税で図ったものでございます。

次13款の分担金及び負担金でございますけれども、それぞれ農業費の分担金、負担金であります。基幹水利施設管理事業費の減額に伴います分担金、負担金の減額処理となっております。

次の頁をお開き願いたいと思いますが、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生の国庫負担金で245万9千円の減額でございます。障害者福祉費の負担金と致しまして介護給付費の減額をしてございますが、歳出にありましたとおり介護給付対象者の減による国費の負担金の減でございます。それから2項国庫補助金の2目土木費国庫補助金で312万円の減額でありまして、これにつきましては建設機械の購入事業補助金減でございます。除雪ドーザー購入に係ります執行残の減額により国庫補助金も併せて減額になったものでございます。次に3目教育費の国庫補助金であります。300万円の減額でございます。小学校費の補助金と致しまして、僻地児童生徒援助費等補助金300万円、これはスクールバス購入の補助金でございます。当初300万円の補助金歳入を見込んでいた訳でありますけれども、国庫補助事業の採択基準には適合している訳でございますが、文科省の補助金の内

定、交付内定から外れたことによりまして、今回減額をさせていただいたものでございます。なお、これが代替の財源と致しましては過疎債を充当することとして町債の方で増額予算を計上致しているものでございます。

次に16款道支出金、1目民生費の道負担金であります。障害者福祉負担金、これにつきましては先程の国費の負担金の減と連動するものでありまして、介護給付対象者の減によるこちらは道費負担の減となるものでございます。4節の後期高齢者医療基盤安定対策事業負担金であります。これにつきましては66万1千円の増でございます。後期高齢者医療保険基盤安定事業におけます負担軽減額の確定によりまして、道費負担金が増加になったものでございます。次に道補助金であります。4目農林水産業費道補助金239万5千円の減額であります。基幹水利、或いは地籍調査事業それぞれの事業費確定によります補助金の減になってございます。次の頁をお開きを願いたいと思います。

17款の財産収入でありまして、不動産売り払い収入2,400万円の減額処理であります。建物売り払い収入と致しまして減をしたところでありますが、移住定住促進住宅の建設分譲事業の見送りによりまして、売り払い収入を減額したものでございます。

19款の繰入金であります。1目財政調整基金の繰入金で1億5千万円の減額、皆減となっております。これにつきましては本年度の財政運営の見通しが立つということから当初1億5千万円を財調取り崩しを充てていたところでございますが、全額取り崩しを止めるというものでございます。2目の振興基金繰入金93万8千円の減額であります。これは駅前広場整備工事に振興基金を充てていた訳であります。執行残が生じたんで基金の繰入金も同額減額処理をしたものでございます。8目の農業振興基金の繰入金85万円のこれは増になってございますが、ファクトリーの糶摺り機等の改修事業に伴います過疎債を充当している訳であります。この起債対象経費がちょっと減額になりまして、代わりにその穴埋めとして繰入金を増額を致したものでございます。次の頁をお開き願いたいと思います。

21款の諸収入、3目の中小企業特別融資貸付の元利収入であります。1,250万円の増であります。これは町制度の融資にかかります預託金1,250万円の回収元金でございます。

次に22款の町債1,360万円を減額処理を致したものでございます。これにつきましては各々起債事業費の確定によります記載額を変更補正を致したものでございます。なお先程申し上げましたスクールバスにかかります補助金の減分、これの代替財源と致しまして教育債、スクールバスの購入事業債として280万円を増額をしたものでございます。なお、過疎債を充当致しておりますので、基準財政需要額70%算入という形になってございます。以上で一般会計補正予算第5号の説

明を終了させていただきます。よろしくご審議のほどお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、高田議員。

○3番（高田 勲議員）10款教育費のスクールバスなんですけど、今説明があった中ではですね、補助要件は満たしているもののお金が国から来なかったと。代わりに7割補てんの過疎債を掛けましたということなんですけども、補助要件を満たしていたら本当は来るのかなと気がするんですけども、その辺何で300万円予定していたお金が来なかったのか、要件を満たしているのに来なかったのかということをお伺いします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）文科省のいわゆる予算枠の関係だと思うんですね。全国からこれらの予算要望が当然上がる訳でありますけれども、その中の優先順位として下位に位置付けられたという風に私ども理解を致してございます。なお言われたとおり内容的には補助基準を満たしている、補助採択基準を満たしているということについては問題の無い話でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、その他にありますか。はい、大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）まず1点お尋ねしたいんですがね、厚生病院の関係で12月の町長の執行方針であったんだけどね、12月に特別交付税として一定の財政支援措置が実施されたところであるということで書いてあるんだけど、今回のこの補正には反映されていないようなんだけど、これがいつ反映されるかと。それから16頁五カ山牧場の運営費、それから17頁の就農支援実習農場の運営費に関してなんですが、今五カ山牧場の方では現在飼われている牛が何頭で就農支援の方では何頭飼われている牛がいるのか、その中でそろそろぼちぼち就農支援センターの方で出て行くというのかな、牛が出て行く時期になっているような気がするんだけど、その辺がいつごろになるお知らせ願いたい。それから最近牛が亡くなったという話、死んだという話をまた聞いたんだけど、それが事実かどうかお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）まず厚生病院のいわゆる特交の話でございます。兼ねてから国に対して町長も強力に要請をかけてございまして、これにつきまして議員おっしゃるとおり今回12月のルール分と致しまして、これは省令に載っていることとなります、ルールですから。1床当たり68万円の単価、ですから68万円掛ける74床、総額5,032万となりますかね。これが決定されてございまして、既に12月の月上旬、既に12月の交付額の中に明確に公布されてございます。これの予算化ということではありますが、いわゆる交付税の総額、いわゆる特別交付税の総額

の中に納まるものでございまして、交付税上は3月のルール替え分と合わせまして最終的に総額が決定されるということですので、現状押さえている交付税の予算総額、これの内数という風に捉えていただければよろしいかと思います。

○議長（杉本邦雄議長）あと牛の方は、はい、農業振興課長。

○農業振興課長（辻 広治課長）はい。牧場における牛の集頭数関係ですけれども、肥育で約40頭、それから育成で14、それから繁殖で18頭というようなことになっております。それから農場の牛の関係につきましては、導入後21ヶ月過ぎたということで12月、今月ですね出荷をしております。4頭出荷致しました。それからもう1点、農場の牛の死亡の関係なんですけど、実は11月にちょっと肺炎と言いますかね、ごめんなさい、これは腸捻転ですね、腸の方の調子が悪くてですね、急遽獣医さん等にも往診をしていただきながらちょっと診たところなんですけど、1頭亡くなっております。

○4番（大沼恒雄議員）はい、議長。

○議長（杉本邦雄議長）はい、大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）就農支援の方と五ヶ山牧場の方の牛って分かれてますよね、多分今、良いのか悪いのか分からないんだけど、実習生が4人くらいしか居ないんで完全に牛の世話というのは多分五ヶ山牧場の関係でやっているかとは思ってますよね、違いました。大体そんな感じですよ。その中で就農支援実習農場の方の、まあ一応会計が違うんでね、こっちの方に正規にこちらの方に居る牛が40頭なのか、12月に4頭出荷された単価が大体いくらくらいだったのかお知らせ願いますか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、農業振興課長。

○農業振興課長（辻 広治課長）農場と牧場の牛、牛舎は完全に分かれておまして、肥育につきましてはビニールハウスの新たに新築した農場を設置した段階での牛舎で確かビニールだと思ってるんですが、40頭購入して肥育していると、その内亡くなっているんで若干減っています。それから農場の牛の飼育に関しましては、議員さんをご指摘のとおり農場の費用、実習生の受入数がちょっと思ったよりも少ないもんですから、牧場の職員がですね、餌だとかそういった対応している分は多分多くなっております。それともう1点牧場の4頭の肥育、失礼しました、枝肉での出荷をした価格ですが、今現在きちとした数字は持っておりませんが、確か70万～50万の範囲の中で枝肉としての価格になっております。ちょっと正式のものがちょっとありませんので、もし正式なものが必要とすれば後で報告させていただきます。

○4番（大沼恒雄議員）はい、議長。

○議長（杉本邦雄議長）はい、大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）それは就農支援の方の牛が4頭売れたということで理解してよろしいですか。

○農業振興課長（辻 広治課長）農場の牛。

○4番（大沼恒雄議員）農場の牛ですよ、就農支援実習農場の方の牛ですよ。それが4頭売れたと、それが1頭50万から大体70万だろうという範疇ですよ。それで死亡した牛は農場の方の牛ですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、農業振興課長。

○農業振興課長（辻 広治課長）死亡した牛につきましては、確か9月前ですか、1頭、これは報告をさせていただいた議会の議員さんの中で全員協議会の中でも報告させて、1頭亡くなっております。それから今回牧場の11月に死んだのも農場の牛、ですから農場で現在2頭亡くなって、農場で2頭亡くなっておりますのでご了解願います。

○4番（大沼恒雄議員）はい、議長。

○議長（杉本邦雄議長）はい、大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）まあ確かに生き物扱いで、中村議員さんが言われるのには、牛というのはそんなにそんなに大変だよというのは分かるんだけど、ただあの40頭の牛の中で2頭亡くなる、亡くなるというのかな、お隠れになるというのかな、食べられないというのか分からないんだけど、もうちょっと管理的にどうなのかなというのがまあ1点、それからね、記憶違いでなければいいんだけど、確か就農支援の方で飼っている牛というか、仕入れた牛は大体50万ちょっとしたような気がするのね。その中で今回370万飼料費を出してきて、そして売っている値段が50万から70万でことになるとね、これは数字的にまかたしないですよ。ただ財政課長じゃないけど、これ全部特交で戻ってくるからいいんだよって判断であればいいんだけど、課長どうですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、農業振興課長。

○農業振興課長（辻 広治課長）農場の牛の死亡の関係につきましては、議員さんがご指摘のとおりですね、40頭の中で2頭も亡くなるというのは非常に大きい損失でもございますし、農場の牛の管理の関係につきましても死亡が起きた後ですね、今後またどういった管理に注意していけばいいのかそういったことはですね、また農場だとか、農業振興課、それから牧場の職員等も充分検討しながらこういったリスクを少しでも避けるための飼養にしていかなければならないということで考えております。それとですね、確かに当初仕入れた牛の値段の関係からしますと、非常に今回枝肉にしてですね、価格が低迷をしていたということでですね、非常に頭の痛い部分であります。ただ赤字の補てんがされるとか、されないからではなくですね、改めて高品質な肉ですか、牛の出荷が出来るようにですね、随時研究と言うん

ですか、研鑽をしていきながら高い高品質の牛を出す為にですね、努力をして行きたいという風に考えております。本当に飼料代にもならないのではないかという指摘はその通りでございまして、我々も、実はこの結果が出たのがですね、つい先日、今週の頭ですか、だったものですからですね、非常に対応に苦慮している部分はありますのでよろしくご理解下さい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですか。その他にありませんか。無ければ質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第77号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第15、議案第78号。平成20年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園園長（篠原 毅園長）議案第78号、平成20年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成20年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成20年12月18日提出、沼田町長名です。別冊平成20年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算第2号の1頁をお開き下さい。

〔以下、別冊補正予算1頁を朗読（第2項省略）〕

○和風園園長（篠原 毅園長）それでは今回の補正の主な内容をご説明致します。まず歳入につきましては退所家族から頂いた寄付金と利用者の方々からの電気機器等の使用料整理分の計上をしています。歳出につきましては主に職員の人事異動に伴う総務費の職員給与、手当、共済費等の整理でございまして。それでは詳細につきまして。

（「説明省略」の声あり）

○和風園園長（篠原 毅園長）それでは審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入

ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第78号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長(杉本邦雄議長) 日程第16、議案第79号。平成20年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園園長(吉田憲司園長) 議案第79号、平成20年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成20年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成20年12月18日提出、町長名でございます。別冊の補正予算第2号の1頁をお開きいただきたいと思っております。

[以下、別冊補正予算1頁を朗読(第2項省略)]

○旭寿園園長(吉田憲司園長) 6頁の方をお開き願いたいと思っております。歳出の方から説明致します。今回の補正で2節給料、3節職員手当、4節共済費につきましては、職員の退職、或いは会計間の人事異動によりましての調整額でございます。15節の工事請負費につきましては、開園依頼24年経過しておりますけれども、それまで使用していた暖房膨張タンクが修繕不可能となりましたので、今回取り替え工事費用として計上させていただいております。金額に致しまして148万3千円という風になっています。次に歳入の説明を申し上げさせていただきます。

(「説明省略」の声あり)

○旭寿園園長(吉田憲司園長) よろしくご審議お願い致します。

○議長(杉本邦雄議長) はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第79号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第17、議案第80号。平成20年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）議案第80号、平成20年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成20年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成20年12月18日提出、町長名でございます。別冊補正予算書1頁をお開きをいただきたいと存じます。

[以下、別冊補正予算1頁を朗読（第2項省略）]

○住民生活課長（栗中一弘課長）9頁をお開きいただきたいと存じます。歳出の方から説明させていただきます。2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金で15万円の増額でございます。これにつきましては先程条例改正をご議決いただきまして19節の負担金補助及び交付金で出産育児金の増額となっております。5名分、3万円の単価で15万円となっております。5項の葬祭諸費、1目葬祭費でございますが22万円の減額で年度末までの不用額を見込んで減額と致してございます。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金98万1千円の増額でございます。これにつきましては、高額療養費の発生によります国保会計の急激な財政負担の軽減のために国、道、市町村で運営をしております高額療養費共同事業におきまして、交付申請額から差し引きをされて交付をされておりました前期高齢者にかかります財政調整額に対して高額療養費共同事業交付金額が下回ったために不足分を歳出により補うものとなっております。その分で98万1千円の増額となっております。次の頁でございますが。

(「説明省略」の声あり)

○住民生活課長（栗中一弘課長）ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採

決致します。お諮り致します。議案第80号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長(杉本邦雄議長) 日程第18、議案第81号。平成20年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長(栗中一弘課長) 議案第81号、平成20年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。平成20年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成20年12月18日提出、沼田町長名でございます。別冊補正予算書第3号1頁をお開きをいただきたいと存じます。

[以下、別冊補正予算1頁を朗読(第2項省略)]

○住民生活課長(栗中一弘課長) 5頁をお開きいただきたいと存じます。

(「説明省略」の声あり)

○住民生活課長(栗中一弘課長) ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(杉本邦雄議長) はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。橋場議員。

○7番(橋場 守議員) 介護保険、来年4月で色々と見直しがされる訳ですよ。それである、これまでの判定の仕方がちょっと変わりました、項目も減る訳ですね、そして1次判定がおもおきをおかれて、2次判定をないがしろとは言わないけれども、非常に後退させられるような状況になっていって、実際には今までは1次判定を2次判定で補給して、対象をきちっと広げていく、適正にしていくっていう役割を果たしていたんだけど、それがどうも無くなる様な、疎かにされるような傾向が今やられているんですね。是非ともあの、来年見直しにかけてですね、町長或いは職員の人たちも会合に行ったらやっぱり国の負担もきちっと責任を持って国庫負担を増やして、保険者や被保険者の負担が無いようにするというを常に要求するような方向でね、やっていただきたいということを意見を述べておきます。賛成です。

○議長(杉本邦雄議長) 他にご意見ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第81号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長） 日程第19、議案第82号。平成20年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長） 議案第82号、平成20年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について。平成20年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成20年12月18日提出、町長名でございます。別冊補正予算書第3号1頁をお開きをいただきたいと存じます。

〔以下、別冊補正予算1頁を朗読（第2項省略）〕

○住民生活課長（栗中一弘課長） 6頁をお開きいただきたいと存じます。歳出でございますが、1款の総務費、1項総務管理費、1目一般管理費156万3千円の増額でございます。この補正の趣旨でございますが、国が実施を致します平成20年度特別調整交付金事業におきまして、長寿健康増進事業として高齢者の健康づくりを目的として経費の助成がされる事業でございます。メニューと致しまして、健康相談、スポーツ大会、レクリエーション事業等保養施設の利用助成が示されてございます。補助金の交付対象者が75歳以上の方という年齢を考慮致しまして、直接的に恩恵を受けることができる事業ということで、温泉の優待券発行事業を選択をしたところでございます。それに伴い実施計画も既に提出をさせていただいてございます。券の使用率も100%とにならないことも考えてございますけれども、実績に応じた補助金交付が行われ、全額広域連合から支給される内容となっております。予算議決をいただきましたら期間が短いこともございますので、1月1日から利用できるよう年末までの優待券の配布完了を計画をしているというような中身でございます。事業費と致しまして、まず財源でございますけれども156万3千円全て広域連合の方から支給をされることになってございます。事業費と致しまして6万3千円、これは券の印刷製本費でございます。負担金と致しまして150万円、優待券の交付補助金として750名を対象に4枚、ほろしん温泉の優待券を4枚交付いたしまして3千枚分の補助金額となっております。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金629万2千円の減額となっております。この内訳でございますが、負担金補助

及び交付金と致しまして、まず広域連合の事務費、これにつきましては19年度から事務事業を既に開始をしてございまして、市町村も負担金を出してございました。その広域連合の前年度決算に伴います剰余金を20年度の負担金に充当したことによります事務費の減額の負担金となつてございます。次に保険料の減額699万7千円でございますが、これにつきましては保険料の軽減措置の拡大7割軽減が8.5割になった分、所得割の軽減がされた分、この分の減額となつてございます。保険基盤安定繰入金でございますが、軽減者が増加致しましたため、軽減財源の補てんをするということで、一般会計からの繰り入れの、先程も説明のございましたその分の増額で88万2千円となつてございます。

3款の後期高齢者検診事業費、1項1目後期高齢者検診事業でございますが、4万5千円の増額でございます。負担金と致しまして補助及び交付金と致しまして、人間ドックの助成金を計上させていただいてございます。これにつきましても、広域連合の先程の事業の中で、補助金と認められますために、1万5千円の単価で3名分を計上させていただいてございます。過去に75歳以上のドックの受診者の実績につきましては、ゼロでございますので、それらを勘案を致しまして最低限3名分というなかの計上となつてございます。5頁にお戻りをいただきたいと存じます。

歳入でございますけれども、1款の後期高齢者医療保険料、1目1項後期高齢者医療保険料699万7千円の減額でございますが、これは先程申し上げました保険料率の減に伴う実績の確定分として減額をしてございます。2款の繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費の繰入金17万7千円の減額で、先程申し上げました広域連合の事務費の繰入金の減額となつて、歳出の減額に伴うものとなつてございます。2目の保険基盤安定繰入金88万2千円の増額でございますが、これにつきましても歳出の増額に伴います一般会計からの繰入となつてございます。

4款の広域連合支出金、1項広域連合交付金、1目後期高齢者医療特別対策交付金160万8千円の増額でございますが、先程申し上げました長寿健康増進事業の財源としての増額分となつてございます。以上説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、横山議員。

○2番（横山忠男議員）この優待事業をこの会議終わってから来年1日からやるっていう話なんですけど、今までは温泉の優待事業なんかは使わないと残が残ったりするんですけども、この場合はどうなの。高齢者の人に何枚か配って、使わなくても、使わなかったらどうなるの。

○住民生活課長（栗中一弘課長）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）この補助事業につきましては温泉に入浴をされまして、窓口で回収されたもの、その実績に基づきまして補助金の申請を致しますんで、その実績分の補助金交付となるようなことになってございます。

○2番（横山忠男議員）そしたら窓口で100万しか使わなかったら、あと50万は残るということ。

○住民生活課長（栗中一弘課長）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、中村議員。

○8番（中村保夫議員）要するにその、750人の方々に4枚ずつ配る訳ですよ、3千人なんですけれども。今までもほたる館の優待事業、色んなサービスの関係で300円でお年寄りが入れたという状況にありますよね。それがまあゼロになる。それによって4枚ずつ配られて、4回は来ていいよ、ただで入れるよという仕掛けなんだけれども、実際に先程横山さんからご指摘があったようにね、何人使うのかねということなんです。90日間の間に何人のお年寄りが使われるかね。750人の中には恐らく和風園の方も旭寿園の方も、或いは病院に入っている方もおられるはずで、恐らく配ったけども死んでしまう券がいっぱいあると。あっ、あの券が死ぬって話で、無駄になる券がどうしても出て来る。僕はそうであればですね、例えばほたる館の窓口、平家の宿って言うんでしたかね、源氏の宿かどっちか忘れてましたけれども、あそこのお風呂の窓口到老健保険証を持ってくれば誰でも何回でも、100回でも、90日しかないから100回は入れないんだけど、90回まるごと来ても良いですよ。もしそうやったとしても僕は3千という数には乗らないのではないだろうかと思うんですけれども、その辺はどういう考え方をしているんですか、僕は横山さんが指摘するように150万使えなくて恐らく50万だけの支出になってしまうんじゃないかなっていう風に思っているんですけど、その辺のよみはどうなっておりますか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）議員のご指摘のとおりどれほど使われるかということにつきましては、私どもも基本的に想定はかなり難しいのかなという風に思っております。ただこの事業を選択致しましては先程申し上げましたように、75歳以上の方が対象ということでございまして、健康増進、歩いてそこに行かなければ、仮に他のメニューという部分でも同じようなことなのかな。であの、今おっしゃられました何回でも入っても良いということになりますと、ちょっと事業としての制度の組み立てが難しいのかなという部分もございまして、あと対象者の方に使われなければ無駄に、死んでしまう券という言い方もされますけど、多少そういった分もあると思いますけれども、大前提として公平に同じものを配布をするというなかで、事業をしてもらうといったことを考えたなかで今回この事業として、選定

をさせていただいた中身となっております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、中村議員。

○8番（中村保夫議員）まああの、色んな行政手法があるんだろうけれども、もし先程僕が言ったような窓口で沼田町の確かに老人で75歳以上であるという証明をした場合ただにすると。そういうマニュアルでは国からの交付っていうかね、この160万8千円が来なくなるということなんでしょうかね。私はね、恐らく、これは恐らくですけどね、年間フリーパスを持っておられる75歳以上の方をおられるし、実際にそれを使って週に3回とか、週に2回とか来てくれるお年寄りが居たらね、それはもう何10回でも入っていいよばあちゃん、その代わり3月の31日までだよ。チケットを配っちゃうとね、夫婦だから63歳の奥さんとじゃあ一緒に、いや70歳の年齢にまだ行かない人と一緒に行ったとしても、その人も使っちゃう訳ですよ。介護に着いてった例えば僕がお袋と一緒に着いていったら、おいこれ、俺が介護で入るんだから何か文句あるんかと言って、そういう方もね中にはおられる。そういうことの方が返って公平感を欠くような気がするんですよ。だとすれば、お年寄りに1月1日から広報で知らせりゃいいだけの話ですからね。毎日入ってくれと、毎日来てくれと、もしオーバーランしたら沼田町で持ってやるから、3千人まで、3,500人になってもええやないかい、っていうような温情のある政策に出来んのかなという風に思っているんで、もう一回その可能性が全く無いんであれば引っ込むけれども、もし可能性があるんならそういう風にしてちょうだい。

○住民生活課長（栗中一弘課長）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）只今ご指摘いただきましたあの、何回でも入れるという件につきましては、先程申し上げましたように事業計画を提出してございまして、基本的には事業計画の変更は出来ないという風な話は聞いてございます。ただ同じ温泉の利用の関係でございまして、議員のおっしゃるような形のなかの可能性については問い合わせをさせていただいて検討はしたいと思っております。このやり方自体基本的には、それで今申し上げました可能性が無いんであれば先ほど提案させてもらいました中で実施をさせていただきたいという風に考えますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○町長（西田篤正町長）休憩。

○議長（杉本邦雄議長）ちょっと休憩して下さい。

16時30分 休憩

---

16時34分 再開

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。橋場議員。

○7番（橋場 守議員）2点あります。1点は今の優待事業にね、温泉まで行かないきゃ駄目なんですよね、入るために。自宅から温泉まで行く交通機関に対する料金もね、やはり出してやるということはこの事業に入らないかどうか。それをちょっとね。そうするともらった人はバスで行ける訳ですから、往復ともただになる訳でね、それができるかどうか。それからもう一つですね、これまでのね老人に対する保険の問題でね、保険料を滞納してもね、資格証を発行するということは今まで無かったんですよ。ところが今度の後期高齢者医療制度の中ではね、1年以上滞納したら資格証を発行することになっているんですよ。で、実際にはね、年金から天引きされない1万5千円以下の人でね、全国的には今のところ8%くらいの人でね、滞納になっているらしいんですよ。そうすると、今9ヵ月以上入ったんですけども、3月までにそういう人たち、3月になったら資格証取られちゃうんですよ、あの、出されちゃうんですよ、保険証を取られてしまう。これに対してこれはとんでもない話なんで、これからの運動としてね、今この沼田町ではどのくらい滞納者が居るか、ひとつ聞きたいのと、最後の意見の方に入りますけど、そんなことのないように国に対して是非働きかけて欲しいと意見は先に言うておいて省略します。

○住民生活課長（栗中一弘課長）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）まず1点目のバスの運賃の関係でございますけれども、先程申し上げましたが基本的には事業計画が提出されてございまして、その件については記載はされてございません。しかしながら先程申し上げました同じ優待に関わりますんで、この150万の有効活用の中で可能かどうかの打診はしてみたいという風に考えますけども、かなり難しいという風に思っております。それからあの、保険料の滞納の関係でございますが、今この場で正確に滞納者が何人というリストが持ち合わせございませんので、後ほどお知らせをさせていただきたいと思っておりますが、資格証の関係につきましては新聞報道等もございまして、情報として流れてきておりますが、沼田町におきましては資格証の発行は今までもしたことございませんし、資格証を発行するに際しましては、相当な注意を払ったなかでしなければならないと思っておりますんで、ここしばらくそのようなことはまず起こらないであろうという風に考えてございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、横山議員。

○2番（横山忠男議員）その入浴券というか温泉の券を持っているからね、温泉は75歳以上だったら300円で入れるしょ。

○住民生活課長（栗中一弘課長）はい。

○2番（横山忠男議員）したら500円の券持ってくんなら、往復したってその券を持っていたらバスに乗せてくればいいんだ。

○町長（西田篤正町長） そういう風にします。

○議長（杉本邦雄議長） はい、他にありませんか。無ければ質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第82号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長） 日程第20、議案第83号。平成20年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長） 議案第83号、平成20年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成20年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成20年12月18日提出、町長名でございます。別冊補正予算書第3号1頁をお開き下さい。

[以下、別冊補正予算1頁を朗読（第2項省略）]

（「説明省略」の声あり）

○建設課長（谷口 勲課長） よろしくご審議のほどお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長） はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第83号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長） 日程第21、議案第84号。平成20年度沼田町水道事業

会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。  
○建設課長（谷口 勲課長）議案第84号、平成20年度沼田町水道事業会計補正予算について。平成20年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成20年12月18日提出、町長名でございます。別冊水道事業会計補正予算書1号1頁をお開き下さい。

[以下、別冊補正予算1頁を朗読（第2項省略）]

○建設課長（谷口 勲課長）今回の補正につきましては、工事等の執行残の処理、職員の異動による給与等の整理でございます。10頁をお開き下さい。

（「説明省略」の声あり）

○建設課長（谷口 勲課長）よろしくご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第84号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

### （監査委員の選任）

○議長（杉本邦雄議長）日程第22、同意第4号。監査委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長）同意第4号、監査委員の選任についてでありますけども、現委員山木一男氏の任期が平成21年1月29日を以って任期満了となります。従いまして、下記の者を監査委員に選任したいから地方自治法第196条第1項の規定によって議会の同意を求めるものであります。提案する方につきましては現在の委員であります山木一男氏を再任をお願いを申し上げたいという風に思います。住所は沼田町旭町3丁目1番32号、お名前は山木一男氏、生年月日は昭和17年12月12日66歳であります。簡単に経歴を申し上げますと昭和37年3月に沼田高等学校を卒業されまして、その後昭和62年の5月から平成15年の4月30日

まで4期に亘りまして沼田町の議会議員。平成17年1月30日から21年1月29日まで、来年ですけれども代表監査委員としてそれぞれ識見を持った監査委員としての活動をしていただきました。最も監査委員として適任と認めてご提案申し上げますので、同意についてよろしくお願い申し上げたいという風に思います。平成20年12月18日提出、沼田町長であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。同意第4号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。暫時休憩致します。

16時44分 休憩

---

16時50分 再開

#### （終了時間の延長宣告）

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。本日の会議については5時までとなっておりますが、追加議案が全部終わるまで続けたいと思いますので、よろしくお願い致します。

---

#### （日程の追加）

○議長（杉本邦雄議長）議事日程の追加についてお諮り致します。只今事務局より請願書3件について追加案件が提出されました。この際これを日程に追加したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって日程第23、請願第2号、食の安全・安心、安定供給をめざし、食料自給率向上のための政策を求める請願について。日程第24、請願第3号、高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願について。日程第25、請願第4号、国の責任で、安心・信頼できる最低保障年金制度の実現を求める請願について。以上3件日

程に追加することに決しました。

---

(請願の採択)

○議長（杉本邦雄議長） 日程第 23、請願第 2 号、食の安全・安心、安定供給をめざし、食料自給率向上のための政策を求める請願についてを議題と致します。本請願については会議規則第 92 条第 2 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって、請願第 2 号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。ここで紹介議員より説明を求めるところですが、この際説明、質疑を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑を省略することに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。請願第 2 号は、採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって、請願第 2 号は採択すべきものと決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長） 日程第 24、請願第 3 号、高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願についてを議題と致します。本請願については会議規則第 92 条第 2 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって、請願第 3 号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。ここで紹介議員より説明を求めるところですが、この際説明、質疑を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑を省略することに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。請願第3号は、採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第3号は採択すべきものと決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第25、請願第4号、国の責任で、安心・信頼できる最低保障年金制度の実現を求める請願についてを議題と致します。本請願については会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第4号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。ここで紹介議員より説明を求めるところですが、この際説明、質疑を省略致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑を省略することに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

○3番（高田 勲議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、高田議員。

○3番（高田 勲議員）意見書を見ますと、段落で言うと4段落目「公的年金は大企業の応分の負担や軍事費の削減をはじめ」とありますが、我が日本国には軍事費なるものは存在しません。議長名でこのような意見を出すのは我が議会の恥だと思えます。私はこの意見書には反対致します。以上。

○議長（杉本邦雄議長）反対ということね。

○3番（高田 勲議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）他にご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。請願第4号について賛成の方は挙手願います。

(挙手（賛成）多数)

○議長（杉本邦雄議長）挙手多数により採択すべきものと決定致します。

### (日程の追加)

○議長（杉本邦雄議長）議事日程の追加についてお諮り致します。只今採択された請願に伴う意見書他6件について追加案件が提出されました。この際これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって日程第26、意見案第10号、食の安全・安心、安定供給をめざし、食料自給率向上のための政策を求める意見書（案）について。日程第27、意見案第11号、高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書（案）について。日程第28、意見案第12号、国の責任で、安心・信頼できる最低保障年金制度の実現を求める意見書（案）について。日程第29、意見案第13号、消費税増税を行わないよう求める要望意見書（案）について。日程第30、意見案第14号、労働者派遣法の改正に関する要望意見書（案）について。日程第31、意見案第15号、国家的見地に立った北海道開発の枠組み堅持を求める意見書（案）について。以上日程に追加することに決しました。

---

### (意見案の一括審議)

○議長（杉本邦雄議長）意見書案の一括議題についてお諮り致します。この際意見書案第10号から第15号までを一括して議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって意見案第10号から第15号は一括して議題とすることに決しました。提案者より説明を求まるところですが、この際説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。それでは意見書案6件を一括して採決致したいと思います。

○4番（大沼恒雄議員）議長、議事進行。

○議長（杉本邦雄議長）はい。

○4番（大沼恒雄議員）ちょっと申し訳ありませんね。意見案の12号になりますか。国の責任において安心、信頼できる最低保障年金制度の実現を求める意見書の案なんですけど、これあの出ているんですけどね、今高田議員も言われたんですけども、大企業の応分の負担や軍事費の削減をはじめという文書はね、削除するというところで話が、意見書を出すということになっていたかと思うんですけど、違いました。削除するというところで話になっていたかと思うんでね。この意見書案をこの部分を削

除しないと採択できないよ。俺、賛成者になっているけどこれあの。

○議長（杉本邦雄議長）意見書案に国の責任で安心、信頼できる最低保障年金制度の実現を求める意見書の中段にあります、大企業の応分の負担や軍事費の削減をはじめと、この部分を取り消すことについて皆さん方の採決をしたいと思います。取り消すことに賛成の方、挙手願います。

（挙手（賛成）多数）

○議長（杉本邦雄議長）賛成多数で、取り消すことに決しました。従いまして、次一括審議を行いたいと思いますがよろしいですか。それでは意見書案6件を一括して採決致します。お諮り致します。只今の意見書案6件、一部修正し原案どおり関係機関に提出することに決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって原案どおり関係機関に提出することに決しました。

---

#### （閉 会 宣 言）

○議長（杉本邦雄議長）以上で、本定例会に付記された案件は全て終了致しました。これにて平成20年第4回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦勞様でした。

17時01分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員